

白鳳短期大学

自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

目次

1. 自己点検・評価の基礎資料	3
2. 自己点検・評価の組織と活動	16
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	27
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	34
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	42
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	42
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	56
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	66
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	66
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	76
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	78
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	82
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	82
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	83
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	85

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人西大和学園は昭和 60 年に設立を認可され、翌年には、奈良県北葛城郡河合町に、西大和学園高等学校を開校、続いて昭和 63 年には西大和学園中学校を開校し、6 年一貫の男子校として近畿一円から生徒を集めたが、現在では中高ともに共学校となっている。

また平成 10 年には、奈良県北葛城郡王寺町に、白鳳女子短期大学を開学。国際人間学科を設置する。平成 16 年には、学科名を現在の総合人間学科と改め現在にいたる。総合人間学科には、看護学専攻・理学療法学専攻、また専攻科として、助産学専攻・地域看護学専攻を設けることとなった。理学療法学専攻は平成 21 年にリハビリテーション学専攻に名称変更、幼児保育専攻は平成 22 年にこども保育専攻に名称変更し、現在の学科・専攻の編成の大元が出来上がった。また、小学校教員養成課程、疾患別理学療法学専攻、留学生のための外国人留学生別科を設置するなど、たえず時代のニーズに臨機応変に応え続けてきた。専攻科疾患別理学療法学専攻は、現在の専攻科リハビリテーション学専攻と改められ、言語聴覚学課程及び理学療法学課程を設置。またこども保育専攻をこども教育専攻に名称変更する。

平成 26 年 4 月、学校法人西大和学園は、大阪の吹田市に大和大学を開学し、中高一貫校、短期大学、大学と総合学園としてさらに発展する。平成 27 年には、白鳳女子短期大学を白鳳短期大学と名称変更し専攻科助産学専攻の他は、男女共学として門戸を広げている。

< 学校法人の沿革 >

昭和 60 年	学校法人西大和学園設立認可 理事長に田野瀬良太郎就任
昭和 61 年	西大和学園高等学校開校
昭和 63 年	西大和学園中学校開校
平成 5 年	カリフォルニア州認可西大和学園カリフォルニア校を米国・ロサンゼルスに開校
平成 6 年	短期大学設置に関する調査のため西大和学園高等学校内に企画調査室を設置
平成 8 年	西大和学園カリフォルニア校が文部省より在外教育施設の認定を受ける
平成 8 年	企画調査室を白鳳女子短期大学設置準備室と改称
平成 10 年	米国ロサンゼルスに白鳳カリフォルニアセンター開設
平成 20 年	田野瀬太樹第 2 代理事長就任
平成 26 年	大和大学を開学 教育学部・保健医療学部の 2 学部を開設
平成 28 年	大和大学 政治経済学部 開設
令和 2 年	大和大学 理工学部 開設

< 短期大学の沿革 >

平成 9 年	白鳳女子短期大学国際人間学科設置認可
平成 10 年	白鳳女子短期大学国際人間学科開学

白鳳短期大学

	白鳳女子短期大学開学式並びに第1回入学式
平成11年	白鳳女子短期大学キャンパス内に国際交流会館竣工
平成12年	第1回卒業式
平成14年	国際人間学科に国際人間学専攻と国際幼児保育専攻設置
平成16年	学科名を総合人間学科に変更 国際幼児保育専攻の専攻名を幼児保育専攻に変更
平成17年	看護学専攻設置
平成19年	理学療法学専攻及び専攻科（助産学専攻・地域看護学専攻）設置 認定看護師教育センター設置（～平成23年3月）
平成21年	理学療法学専攻をリハビリテーション学専攻に名称変更
平成22年	大学評価・第三者評価適格認定
平成22年	幼児保育専攻をこども保育専攻に名称変更 こども保育専攻に小学校教員教職課程を設置 専攻科（疾患別理学療法学専攻）設置（～平成23年3月） 外国人留学生別科設置
平成23年	専攻科リハビリテーション学専攻（言語聴覚学課程・理学療法学課程）設置
平成24年	こども保育専攻をこども教育専攻に名称変更 こども教育専攻に中学校音楽科教員教職課程を設置（～平成27年3月） 専攻科（助産学専攻・地域看護学専攻）の5年後審査合格
平成27年	白鳳女子短期大学を白鳳短期大学に名称変更 リハビリテーション学専攻（学科及び専攻科）を男女共学
平成28年	リハビリテーション学専攻に作業療法学課程設置 専攻科地域看護学専攻を男女共学
平成29年	短期大学・第三者評価適格認定（2巡目）
平成30年	音楽室改装ピアノ台数増設
平成31年	専攻科リハビリテーション学専攻に作業療法学課程設置
令和3年	こども教育専攻・看護学専攻を男女共学

白鳳短期大学

(2) 学校法人の概要

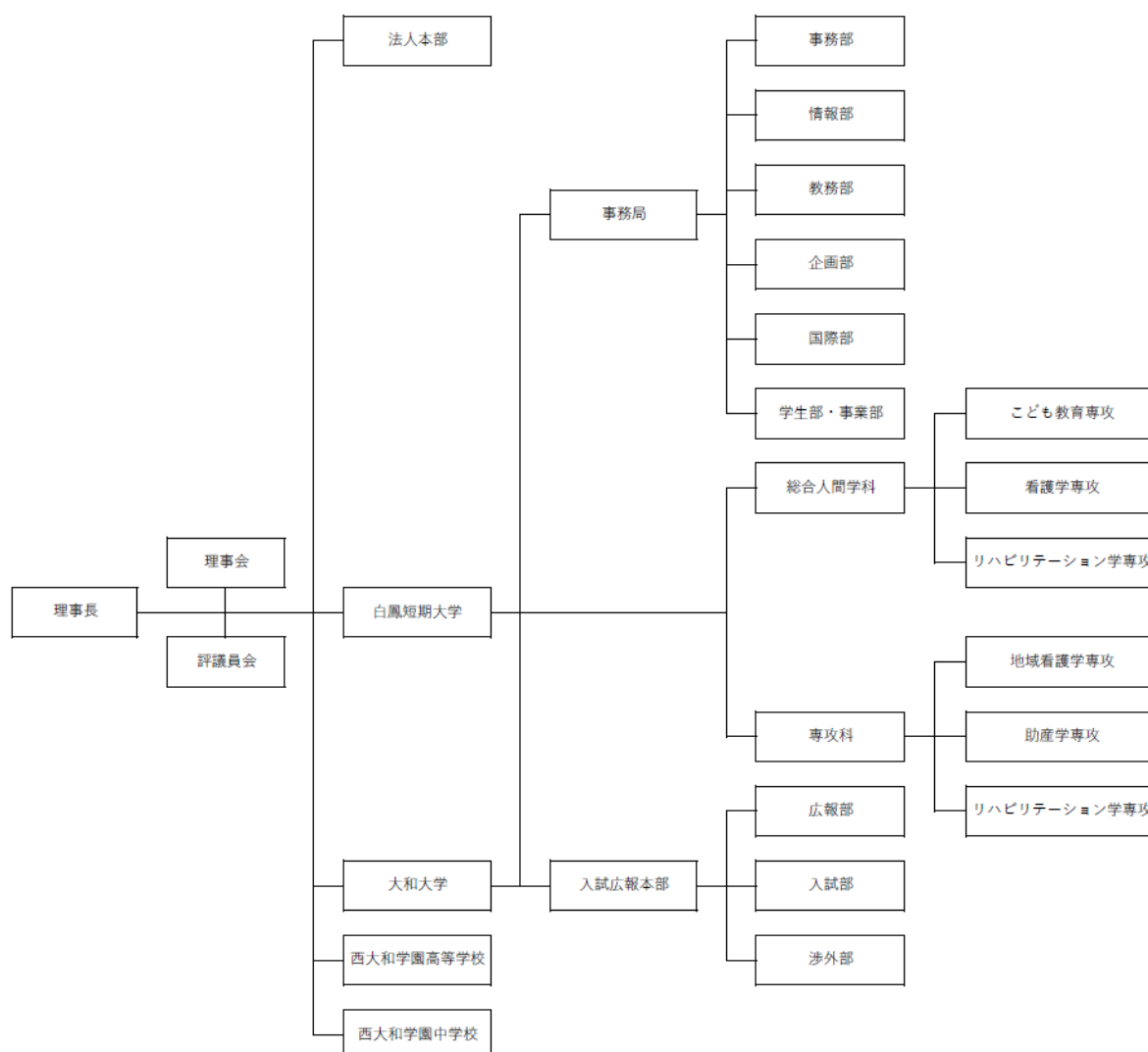
学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数については、以下の通りである。

令和3（2021）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
大和大学	大阪府吹田市片山町 2-5-1	960	2790	3025
白鳳短期大学	奈良県北葛城郡王寺町 葛下 1-7-17	270	690	701
西大和学園 高等学校	奈良県北葛城郡河合町 薬井 295	360	1080	1090
西大和学園 中学校	奈良県北葛城郡河合町 薬井 295	220	660	744

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図



■ 令和3（2021）年5月1日現在

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の所在地周辺は、奈良県の中央から北西側に広がる奈良盆地西部の緑豊かな山間に位置しながら、大阪の中心部に近いことで交通網が発達、住宅開発が進み、大阪のベッドタウンとなっている。本学は、JR王寺駅・近鉄王寺駅から奈良交通バスで約5分（薬井口バス停下車すぐ）、徒歩なら南東に約15分に位置する。または近鉄大輪田駅から西に徒歩約10分、近鉄五位堂駅から奈良交通バスで約20分の位置である。王寺町は、奈良県の西の玄関口と言われるほど交通の便が良い所で、JR大和路線、JR和歌山線、近鉄生駒線、近鉄田原本線が集結している。車では近くに西名阪自動車道が東西に延び、香芝インターチェンジまたは法隆寺インターチェンジから10分～15分の位置である。

この地域は、金剛・葛城山系と信貴・生駒山系との接点にあたり、大和文化の源流として古くから注目されている。聖徳太子が斑鳩宮を造営した地として、世界文化遺産である法隆寺を筆頭に、張子の虎で有名な信貴山の朝護孫子寺など、多くの寺社が点在している。

また黄金の装飾品が出土した斑鳩の藤ノ木古墳や県下でも有数の馬見古墳群がある。小倉百人一首にも詠まれている紅葉の名所の三室山や竜田川など、歴史的な景観と豊かな自然に恵まれた地域として親しまれている。地名にも残されているように、ヤマト政権時代には、有力な豪族である葛城・平群氏が本拠地としたところでもある。弥生時代以来、多くの水田が開墾され、豊かな農耕生活が営まれてきた。近世以降は大和川の水運の発達とともに栄えた。戦後の高度経済成長期に入ると、本学が隣接する西大和ニュータウンをはじめとする住宅開発が周辺地域で進み、他府県、特に大阪府よりの転入者が増加、公立小・中・高等学校が相次いで新設されるも補完しきれず、特に高等学校においては、奈良県外の私立高等学校への進学が多くなってきた。学校法人西大和学園の設立はこのような状況を鑑み、「奈良県の学生は奈良県で教育する」をモットーに昭和61年に高等学校、昭和63年に中学校を開設、さらに高等教育機関として、平成10年に本学を開学するに至った。本学学生の最寄駅の1つである王寺駅は大阪や周辺市町村への通勤・通学の拠点駅として、県内でもトップクラスの乗降客数を誇っている。

奈良県統計資料（令和3年5月1日現在）によると、奈良県の推計人口は1,315,350人、世帯数は548,312世帯である。うち、王寺町の推計人口は24,050人で、世帯数は10,131世帯である。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

本学は奈良県北葛城郡王寺町に所在し、JR王寺駅・近鉄王寺駅から奈良交通バスで約5分、徒歩なら約15分に位置する。例年、入学生の約4割が奈良県内より進学しており、地域に根ざした教育を行っていることが窺える。また大阪市内より30分程度でJR王寺駅に着くことができる交通の便の良さから、大阪府下からも約4割が進学してきている。

本学の入学者の約8割はこの2府県で占められているが、本学の専攻や専攻科の特色を伝える学生募集活動も積極的に行っており、その結果、和歌山県、京都府、兵庫県、三重県からは例年入学者を確保しており、中部、中国、四国地方からも入学している。

地域	平成 28 (2016) 年度		平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
奈良県	107	43.5	130	46.6	120	39.1	128	42.8	106	41.6
大阪府	101	41.1	92	33	130	42.3	102	34.1	112	43.9
三重県	4	1.6	10	3.6	3	1	7	2.3	11	4.3
和歌山県	5	2	7	2.5	5	1.6	6	2	10	3.9
京都府	2	0.8	6	2.2	3	1	5	1.7	6	2.4
兵庫県			1	0.4	1	0.3			4	1.6
滋賀県					1	0.3	1	0.3	1	0.4
その他	1	0.4	2	0.7	4	1.3	10	3.3	5	2
外国	26	10.6	31	11.1	40	13	40	13.4		

■ 地域社会のニーズ本学が開学を進めていた時期、地元自治体である王寺町は「開かれた文化都市・王寺」を基本構想に掲げ、その実現のために、大学や短期大学の招致に積極

**開かれた文化
学園都市づくり**

次に、王寺町のまちづくりの基本目標の一つに「開かれた文化都市・王寺」を掲げ、多くの出会いがある町、そこから何かが新しく生まれる町を目指しており、生涯学習を初めとする未来を拓くひとづくり、並びに、個性豊かな文化環境づくりへの取り組みを実施いたしております。

私は、町長就任以来、王寺町が教育の町として発展するために、取り分け大学のある町づくりを計画しております。この計画は、地域の活性化や産業発展を図ると共に、一貫教育を整備し、将来の総合的なまちづくり計画を推進していくために、是非とも大学や短期大学を王寺町内に設置することが必要であると考へ、学校法人四大和学園に積極的に働きかけました。

本町の町づくりの基本構想に基づいた施策の推進に当た

り、今回のこの計画は、将来像の実現のための大きな要素を持つものであり、大学や短期大学が設立されれば、

- ・ 学術研究の基盤を造り、地域教育機会の充実が図れる。
- ・ 国際化の推進が図れる。
- ・ 地域文化が向上する。
- ・ 交流事業が強化される。
- ・ 地域イメージが向上する。
- ・ 地域の活性化を推進する。
- ・ 地域住民のアイデンティティが確立される。

等々、王寺町における利点が考えられ、住民の生涯学習の向上はもちろん、町全体の活性化につながることから、町づくり施策として積極的に取り組む、国際化、高度情報化に対応し、基本構想に基づく町づくりの推進に沿った文化学園都市建設を図り、総合的な町づくりの計画を推進してまいります。

王寺町 広報「王伸」より（1995・4 No.408）
（平成7年度 施政方針より）

的であった。平成 7 年度の王寺町施政方針（王寺町広報「王伸」1995.4 No.408）では、このように掲載されている。

地域社会のニーズに応える形で、平成 10 年 4 月、奈良県北葛城郡王寺町葛下 1 丁目 7 番 17 号を所在地として、本学は白鳳女子短期大学国際人間学科の名称で開学し、以来、地域社会のニーズをふまえながら、各専攻が特色のある取り組みを行ってきた。

こども教育専攻は、「時代の要請に応える教育の実践を」、との本学の建学の精神の一環として、社会への女性進出によって深刻化しつつある保育施設の待機児童の増加という社会問題に対応すべく新設された。現在は、幼稚園教諭、保育士養成に加え、小学校教諭免許が取得可能なこども教育専攻と名称を変更している。本専攻では、保育・教育の充実を求める地域社会の要請の声を認識し、保育者、教育者として未来の社会を支える尊い職業に携わる使命感、責任感、そして愛情を持った人材を育てることを目的とするとともに、幼児教育・小学校教育者として求められる高い技能、知識、園児・児童を慈しむ心を備えた人材の育成、さらに、外国人留学生との交流や海外研修制度を通じて、グローバルな視野と思考力を備えた人材の育成を教育目標に掲げ教育に取り組んでいる。

年々深刻化するわが国の人口構成の高齢化は、医療福祉分野の人材不足という社会問題を生み出し、結果、外国人看護師受け入れ制度の導入といった新たな国策を打ち出すに至っている。看護学専攻は、こうした中であって深刻な看護師不足の社会問題を受け、平成 17 年 4 月新設された。本専攻では、人口構成の高齢化に伴い、年々社会的要請が高まりつつある地域社会の情勢を認識し、医療人として人々の健康と命を支えていく職業に携わることの自覚と人間性、そして、日々高度化する医療技術の修得、研鑽にたゆまぬ努力を続ける向上心、研究心をもった人材の育成を目標に掲げている。また、多様な価値観を認めるグローバルな視野と思考力を備えた医療人の育成に努めている。

また、人口構成の高齢化は、病気やけがによる後遺症等を抱えた人々の増加という現象を生み出している。本学では、こうした中であってリハビリテーション医療の充実を求める地域社会の要請に応え、平成 19 年 4 月、理学療法学専攻を新設し、現在はリハビリテーション学専攻と名称を変更している。そして平成 28 年 4 月、リハビリテーション学専攻を理学療法学課程と作業療法学課程の 2 課程に編成した。本専攻では、きめ細かさ、気配りの心を活かして治療、機能回復にあたることのできる温かさの高い技術、知識を備えた理学療法士と作業療法士の育成を目指している。また、先に設置した看護学専攻との連携によって、将来、医療現場において「チーム医療」に関わる医療人の一員としての自己のあり方、姿勢を身につけることを目標に掲げて教育に取り組んでいる。

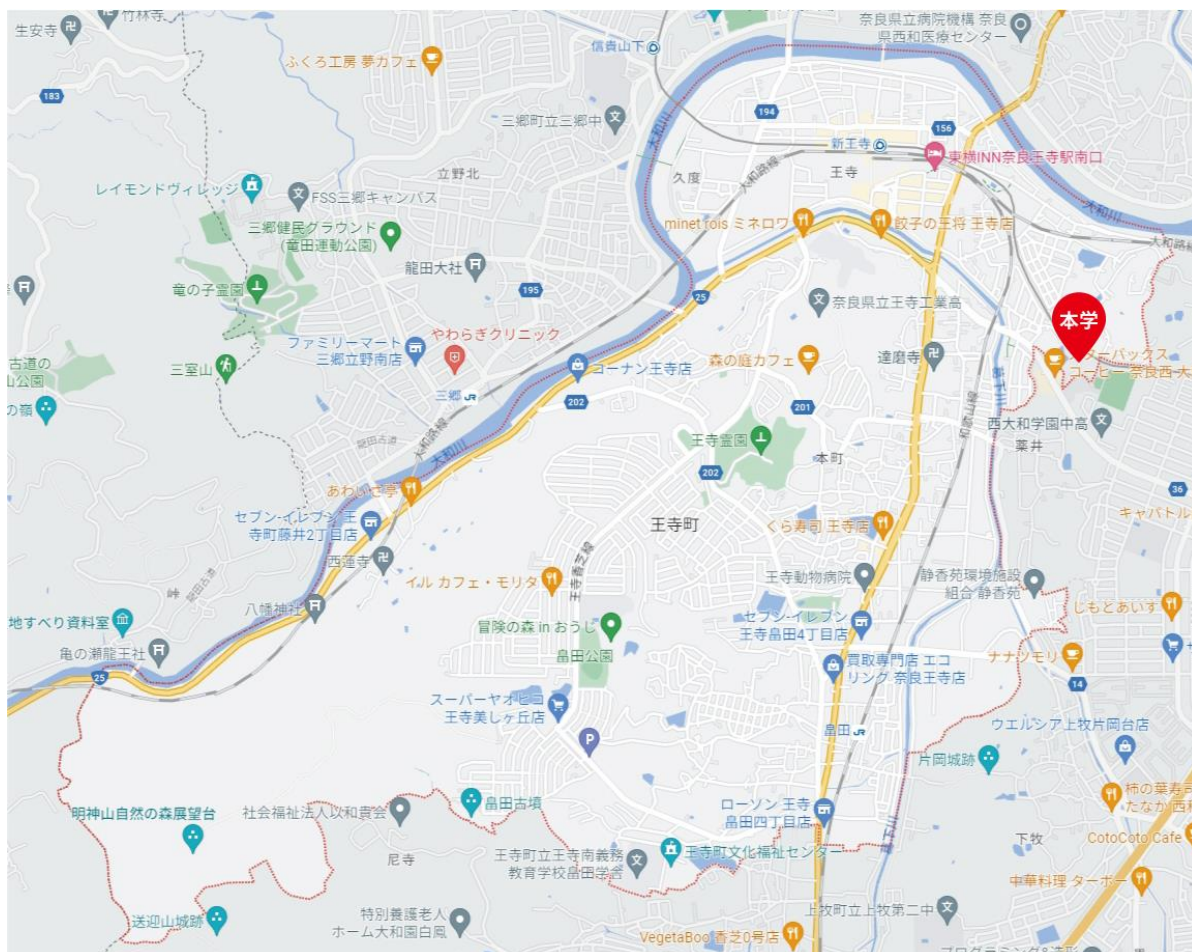
■ 地域社会の産業の状況

奈良県の伝統産業には、墨・筆・薬・漆器・素麺・清酒・茶筌・割箸など、江戸時代あるいは中世にまでさかのぼる長い歴史を持つものが多くある。地場産業としては、靴下・ニットなどの繊維、木材、医薬品をはじめ、プラスチック成型、毛皮革製品、スポーツ用品などがあげられる。近年では、精密機械や電子機器の製造業が集積しており、特に光学機器や半導体関連の製品が生産されている。また、豊かな自然環境を背景に、各地域の特性を活かした農林業が営まれ、多くの特産品を生み出している。これらの産業は奈良県の地域経済に大きく貢献している。また、奈良県は交通の要所に位置しているため、物流業

白鳳短期大学

や小売業も盛んで、さらに、最近では環境関連の取り組みも進んでおり、再生可能エネルギーや環境技術関連の産業も注目を集めている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 〔テーマ A 教育課程〕 ○平成 28 年度 学生便覧では、それまでなかった各専攻課程の教育目的・目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び学習成果が記載されている。しかし、目次を含め分かりにくい表示、表記になっているので、それぞれ項目を立てて明記し、学内外に明確に理解されやすい記述の工夫、検討が望まれる。
(b) 対策

平成 29（2017）年度の学生便覧より、記載内容を改め、それぞれ項目に分けて明記した。またホームページや Web 出願ガイドブックなどにおいても同様に、項目を分けて記載し、学内外に理解されやすい記載方法に修正した。
(c) 成果
在学生や受験生などに、本学の教育目的・目標などを分かりやすく提示することができるようになり、在学生や受験生から本学の教育目的について、質問や発言を受ける機会が増えている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 〔テーマ A 教育課程〕 ○シラバスでは、成績評価の方法及び基準が抽象的な表記にとどまる専門教育科目が多数みられるので、より具体的、客観的な記載が望まれる。
(b) 対策
平成 28（2016）年度から成績評価の方法及び基準について、教務部から具体的に記載するよう全教員に説明を行った。2 年間を要したが、平成 30（2018）年度には、全科目において基準が明確になり、学生に提示することができるようになった。
(c) 成果
授業当初から、学生に評価方法を提示することができるようになり、計画立てての学習を促すことができている。また、教員側も成績評価の方法を意識し、授業計画を作成することができている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 〔テーマ A 教育課程〕 ○各専攻課程の学習成果の獲得状況について、日本語能力試験の合格率、保育職の免許・資格の取得率、看護師や理学療法士の国家試験合格率等の量的測定のみならず、各専攻課程が専門教育で重視しているコミュニケーション能力や協調性、実践的指導力等の獲得状況を質的に評価する方法について、今後検討を進めることが望まれる。
(b) 対策
本学の教育目標である「豊かな人間性」「グローバルな視野」「高いコミュニケーション能力」を評価する方法として、ループリック等を活用した評価チャートを作成した。各専攻のチャートによって内容や段階付けは異なるが、人間力（情意領域）を評価できるシートになっている。
(c) 成果
評価シートができることによって、確認項目の明確化、さらに教員間での評価統一ができている。また、学生へのフィードバックも明確となり、修正への取り組みもしやすくなっている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマB 物的資源] ○学生が自由に利用できる学内スペースが少ないことから、キャンパス・アメニティの改善、図書館の蔵書数の充実や閲覧席の増設、図書資料検索システム等の改善、教室及び学内の情報環境の整備や機器・備品の更新を含めた総合的な改善計画を策定、実施することが望まれる。
(b) 対策
キャンパス・アメニティの改善として、新たに 3 階に 2 部屋、2 階に 1 部屋の自習室を設置、2 階食堂の改修を行った。また、学内情報環境の整備として、全館無線 LAN の設置、各講義室 AV 機器や図書資料検索システムの更新を行った。
(c) 成果
キャンパス・アメニティは、そこで活動する学生や教職員にとって快適で安全な施設を提供することであり、自習や学生活動だけでなく、専攻間での学生交流や憩いの場として活用されている。 学内情報環境は、今後も計画的に整備していく予定となっており、さらなる向上・充実を図っていく。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ B 教育の効果] ○評価の過程で、各学科・専攻課程の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について短期大学設置基準の規定どおり聞く方短期大学学則等に定められていないという問題が認められた。 当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、法令順守の下、より一層自己点検・

評価活動の向上・充実に努められたい。
(b) 改善後の状況等
学校教育法、短大設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。関係法令の変更や改正については、通達を確認し、申請や届出を適宜実施している。この度の指摘以降、聞く方短期大学学則及び内部規程の確認を行い、法改正の趣旨に則り、聞く方短期大学学則、内部諸規程及びその運用方法について常に見直しを行っている

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマ D 財的資源〕 ○評価の過程で、前回の第三者評価時に指摘を受けた 教育研究経費比率が依然として低いという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善すると報告を受けた。 今後は、継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けた取り組みにより一層努められたい。
(b) 改善後の状況等
引き続き全学的に教育研究の充実向上に向けて、一定の教育研究に係る財源を予算として確保し、その確実な執行に取り組む。具体的には PC 教室等ネットワーク機器の充実、感染症対策の徹底、図書館蔵書の充実、現有施設の機能向上などに対して予算配分を行います。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況
なし

(6) 短期大学の情報の公表について（令和 3（2021）年 5 月 1 日現在）

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	https://www.hakuho.ac.jp/about/spirit/
2	卒業認定・学位授与の方針	https://www.hakuho.ac.jp/about/spirit/
3	教育課程編成・実施の方針	https://www.hakuho.ac.jp/about/spirit/

白鳳短期大学

4	入学者受入れの方針	https://www.hakuho.ac.jp/about/spirit/
5	教育研究上の基本組織に関すること	https://www.hakuho.ac.jp/about/disclosure/
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	https://www.hakuho.ac.jp/about/disclosure/
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	https://www.hakuho.ac.jp/about/disclosure/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	https://hakuho-web.campusplan.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	https://www.hakuho.ac.jp/assets/pdf/sotsugyou.pdf
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	https://www.hakuho.ac.jp/about/campus/
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	https://www.hakuho.ac.jp/admissions/payment/

12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	https://www.hakuho.ac.jp/career/qualification/ https://www.hakuho.ac.jp/admissions/scholarship/ https://www.hakuho.ac.jp/life/overseas_program/ https://www.hakuho.ac.jp/life/support/
----	------------------------------------	--

※関係法令：学校教育法 第 113 条、学校教育法施行規則 第 172 条の 2

② 学校法人の情報の公表・公開について

	事 項	公 表・公 開 方 法 等
	寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	https://www.nishiyamato.ed.jp/nishiyamato_1221/financial/index.html

※関係法令：学校教育法施行規則 第 172 条の 2、私立学校法 第 33 条の 2、同第 33 条の 3、同第 63 条の 2

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和 2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、科学研究費補助金に関しては、公的資金の理解及び運用方法を周知するため、応募時に科学研究費助成事業の取り扱いに関する資料の配付及び説明を行っている。なお、研究費に関する公的資金の取り扱いに関する実績は、科学研究費補助金のみである。その運用方法は、補助金を保管する預金口座の通帳を法人本部で保管し、補助金使用の際は本学の事務担当者が処理し、本学事務局長及び学長の決裁を経て、法人で支払処理を行う体制をとっている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価の活動は聞く方短期大学学則第2条に則って行われ、自己点検・評価委員会規程に基づいて運営される。自己点検・評価委員会は以下の構成員による。

〔自己点検・評価委員会〕（令和3年5月1日現在）

委員長：中山学長

副委員長：東副学長/事務局長/こども教育専攻長

委員：諸喜田専攻長（看護学）、
高橋専攻長（リハビリテーション学理学療法学課程）
毛利専攻長（リハビリテーション学作業療法学課程）
藤瀬（企画/教務部長）、中浦（国際/学生部/事業部長）
植田学生募集部長、水野（法人本部事務部長）

〔自己点検・評価運営委員会〕（令和3年5月1日現在）

部会長（ALO）：藤瀬（企画/教務部長）

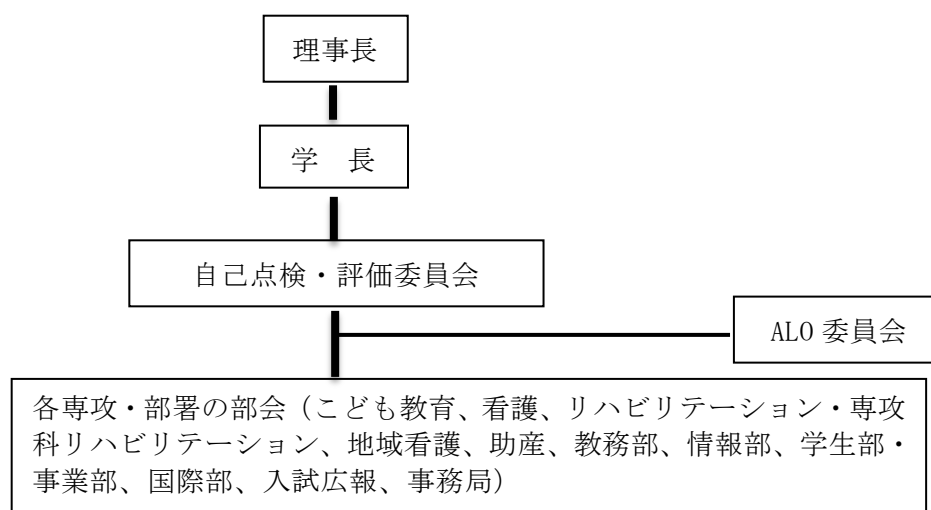
副部会長（ALO補佐）：西尾（企画/教務/情報主任）

委員：中山学長、東副学長、諸喜田看護学専攻長、高橋リハビリテーション学専攻理学療法学課程専攻長、毛利リハビリテーション学作業療法学課程専攻長、水野（法人本部事務部長）

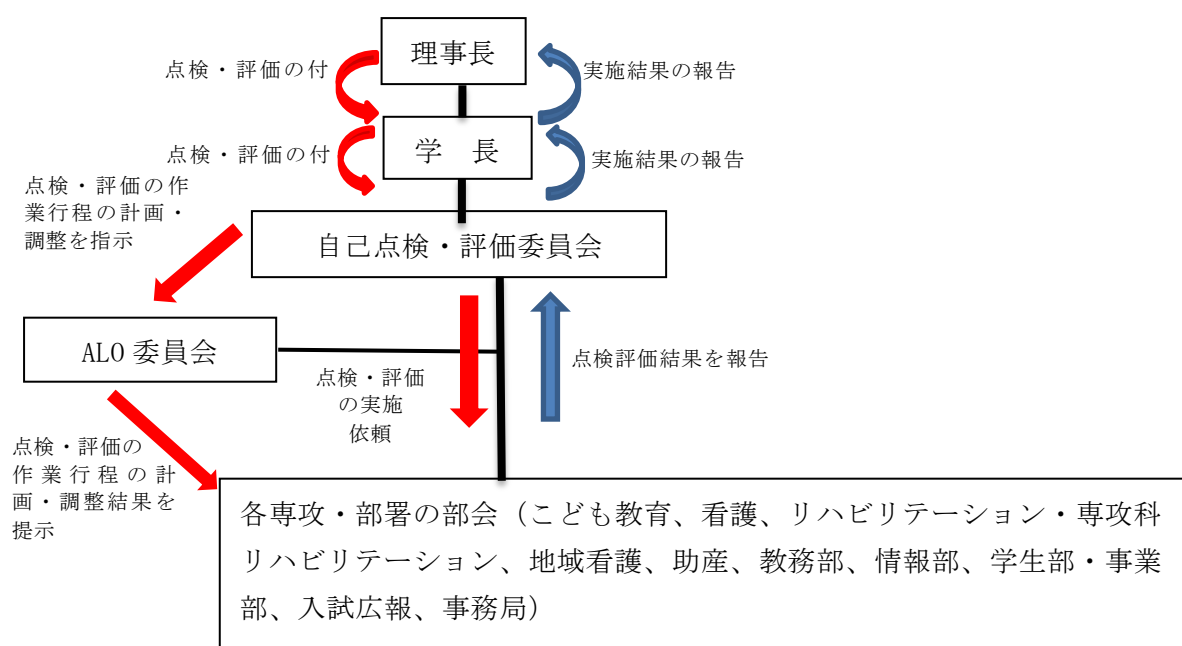
※自己点検・評価運営委員会の他、各専攻・各部署毎に以下の作業部会を設置し、専攻長または部長を部会長として、当該専攻または部署所属の専任教員全てを委員とする。

こども教育部会、看護学部会、リハビリテーション学理学療法学課程部会・専攻科リハビリテーション学理学療法学課程、リハビリテーション学作業療法学課程・専攻科リハビリテーション学作業療法学課程部会、専攻科リハビリテーション学言語聴覚課程部会、助産学部会、地域看護学部会、教務部会、情報部会、学生部・事業部会、国際部会、入試広報室部会、事務局部会

自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）



■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

令和2年4月に、令和2年度自己点検・評価委員会および、ALO委員会が発足し、それぞれ、第1回会合が行われた。ALO委員会は、以後、毎週火曜日を定例会として点検・評価の行程について計画し、各専攻・部署ごとの部会に計画を提示、進行状況の確認を行った。

各専攻・部署の部会では、ALO委員会から提示された計画に従って、点検・評価の作業を進め、12月に自己点検・評価委員会に点検・評価の結果を報告（点検・報告書の部会案を提出）した。自己点検・評価委員会では提出された各部会案を検討し、報告書としての編集をALO委員会に指示した（2月）。

令和3年4月に令和2年度の自己点検・評価報告書の最終確認を自己点検・評価委員の稟議の下に行い、5月中旬に、学長および理事長に報告を行った。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

本学は、平成10年に創設者田野瀬良太郎の「国づくりは人づくり 人づくりは教育」の理念のもとに、21世紀を担う女性の育成を目指し、女子短期大学として開学した。

「世界の中の日本」、「世界の中の私」という国際的な観点で物事を捉える姿勢が問われる時代にあって、時代の要請に応える「国際的感覚」をもった人材の育成を目的とする「国際人間学科」の単科大学としてスタートした。本学の名称も、本学に程近い斑鳩の地に国際色豊かな芸術文化の花が開いた「白鳳文化」に由来する。

平成16年には「総合人間学科」と学科名称を変更したが、本学の建学の精神にある自己理解の上に立った他者理解の精神と、それによってもたらされる豊かな人間性は、単に国際理解にとどまるものではなく、広く人間教育全体に通じる理念であることを改めて確認し、建学の精神を強固な礎として、本学の教育は福祉・教育さらには医療の分野へと発展していった。本学の建学の精神は、異文化理解ひいては他者を理解するには、まず自国さらには自分自身に対する深い理解こそが求められるという認識の上に定められたものである。

現在もアメリカ合衆国ユタ州での海外研修や、全ての専攻で展開される「人間学研究」という人間性の涵養自体を目的とした科目を必修とするなど、特徴的なカリキュラムが、建学の精神を具現化している。単科大学でありながら、幼児保育・教育や看護・リハビリテーションといった医療など、さまざまな分野が共存し、異なる分野を学ぶ学生同士が融和・協調していく本学の学びの形態こそが、本学の建学の精神を表している。

このように、本学の建学の精神は、学校法人西大和学園の教育理念である「国づくりは人づくり 人づくりは教育」を高等教育において具現化したものである。すなわち、国家あるいは広く社会に役に立つ有為の人材を育てることを願い、かつ高等教育機関としての社会的要請に鑑み、人間性・国際性・社会性・専門性の涵養を謳ったものであり、専攻の組織改変を行いつつも、本学教育の根幹をなす精神として堅持し、今日に至っている。

この建学の精神に基づき、本学では教育の目的を「社会の要請に応え得る人材の育成」においている。また、「社会の要請」とは何かを具体的に検討し、教育の目標を以下の4項目を獲得することにおいている。

- ・豊かな人間性

- ・ グローバルな視野
- ・ 高いコミュニケーション能力
- ・ 高度な専門的知識

これらの、建学の精神ならびに教育の目的、教育の目標は、「教育基本法」第二条に掲げる「真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」に合致し、「自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」に符合する。かつ、「私立学校法」第1条に基づいた「自主性」「公共性」を有している。

建学の精神は、白鳳短期大学学則、学生便覧、大学案内に掲載し、学生・教職員間での共有はもとより、志願者・保護者・同窓会等の学外に対してもウェブサイトを通して理解いただいている。

全学生に対しては、年度開始時のオリエンテーションの際に、建学の精神が示す本学の教育の目的と目標について学長が講話を行う。また、入学式・卒業式でも学長式辞の中で建学の精神に基づいた講話を行っている。さらに、学園創設者である田野瀬良太郎前理事長から現田野瀬太樹理事長、平林学長、副学長が毎年、各専攻の1年生（国際人間学専攻では2年生）を対象に、リレー方式で講話をする機会を設けている。創設者としての立場から、学園創設時の、または白鳳短期大学（当時は白鳳女子短期大学）創設時の思いを語ってもらい、理事長からは、白鳳短期大学の運営方針や今後の展望を交え、本学学生の理想像を語ってもらっている。学長、副学長からは、社会の趨勢と本学が担う社会的要請に答えるべき教育目的、教育目標について語ることで、学生が建学の精神を理解する貴重な機会となっている。

また、各専攻でも入学試験合格者説明会や年度初めのオリエンテーション及び、各専攻1年生の必修科目「人間学研究」の中で、建学の精神に基づいた各専攻独自の教育の目的と教育の目標について説明することで、建学の精神に基づいた本学の教育について学生の理解を深める努力をしている。

教職員に対しては、例年3月下旬に全ての専任教職員が参加して行う、教職員研修会において、学長講話として建学の精神の確認を行うほか、新任の専任教職員に関しては特に、教職員研修会に先立って行われる新任研修会において、建学の精神とそれに基づいた本学の教育方針について、学長より説明がなされている。

学内の定期的な確認としては、各専攻、委員会が毎年度末に当年の「事業計画」を振り返り関係事業の達成度を協議し、建学の精神や教育の目的・目標等を踏まえながらマニュアルに改訂を加えて新たなマニュアルと「事業計画」を策定する。そして3月下旬に行われる教職員研修会においてすべての専任教職員が共有し、確認している。

〔区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I -A-2 の現状＞

本学では、白鳳短期大学学則において、建学の精神に則って地域・社会の幅広いニーズにこたえ、教育・研究資源の社会への還元を図るための生涯学習事業を始めとした地域・社会に向けた公開講座、住民参加事業等を行うように規定しており、まずは地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等についての実施状況は以下に示す。

①奈良県こども・女性局奈良県奈良っ子はぐくみ課主催による公開講座

奈良県の児童館・放課後児童クラブ等の職員研修会として行われ、多くの参加者を対象に毎年、実施されている。毎年、本学総合人間学科こども教育専攻浅野浩子准教授が講師を務め、令和2年（2020年）の10月には、障害児への対応「発達障害の理解と対応」という題目で発達障害の子どもたちと関わるときの様々なケースを想定して講演を行っている。例年、講義内容が具体的で、専門知識の向上から実践対応まで保育の現場で生かせるスキルアップの講義として参加者から好評を博しているが、令和2年からコロナウイルス感染防止の観点から中止となった。

②奈良県教育委員会・奈良県立教育研究所主催の公開講座

奈良県教育委員会並びに奈良県立教育研究所の協力連携を受けて、奈良県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員を対象に公開講座を行っている。奈良県内の教職員が参加し、資質・能力の向上を図る自己研鑽の重要な機会となっている。今年度は、コロナウイルス感染防止の観点から中止となった。

③各種研修会における講演・講座

本学は、様々な専門学校及び各種団体から要請を受けて、研修会において福祉や幼児教育に関わる講演・講座を実施している。令和2年度は新型コロナ感染防止のために中止となった。

④看護学・リハビリテーション学に関わる研修会および講習会

看護協会やリハビリテーション学に関わる各種協会の要請を受けて、臨床実習指導者対象に新人研修や講習会の講師を務めている。参加者のスキルアップや資質向上に大いに寄与している。令和2年度は新型コロナ感染防止のために中止となった。

⑤高等学校からの要請に対する講演・講座

高等学校からの要請を受けて、高校生を対象に本学の教員がキャリア教育の一環として、大学での講義のダイジェスト版の授業や体験講座を実施している。（表Ⅰ－①）これらの取り組みは、本学の広報活動としてアドミッション・ポリシーを広く周知する活動ばかりでなく、高校生が、幼児保育や福祉、看護やリハビリテーションにおけるスペシャリストとして求められる資質や技能を理解し、それぞれの業種における職業観などを養うため

の一助となっている。

(表 I - ①) 高等学校からの要請に対する講演・講座 開催実績

2020 年度	2020/06/26	奈良県立西和清陵高等学校	幼児教育	西川
	2020/09/07	奈良県立添上高等学校	幼児教育	西川
	2020/09/09	天理高等学校	幼児教育	西川
	2020/09/09	天理高等学校	リハビリ	西井
	2020/10/05	奈良県立西の京高等学校	幼児教育	西川
	2020/11/04	奈良県立香芝高等学校	幼児教育	西川
	2020/11/09	奈良県立西和清陵高等学校	幼児教育	平林
	2020/12/09	奈良県立磯城野高等学校	幼児教育	平林
	2020/12/09	奈良県立磯城野高等学校	看護	植田
	2021/01/13	関西中央高等学校	看護・医療	平林
	2021/01/20	関西中央高等学校	幼児保育	平林
	2021/01/21	奈良県立大淀高等学校	幼児教育	窪西
	2021/01/27	奈良県立五條高等学校	幼児教育	植田
	2021/01/27	奈良県立五條高等学校	理学・作業	窪西
	2021/02/03	奈良県立山辺高等学校	幼児教育	西川
	2021/03/11	大和高田市立高田商業高等学校	幼児教育	西川
	2021/03/11	大和高田市立高田商業高等学校	看護	諸喜田

⑥河合町地域包括支援センター主催河合町町民講演会

河合町地域包括支援センターからの要請を受けて本学総合人間学科リハビリテーション学専攻作業療法学課程の教員が講演を行っている。例年、300 人の定員を埋める参加者で、参加した町民の皆さんが、保健や健康について考える機会となっている。令和 2 年度は新型コロナ感染防止のために中止となった。

⑦UR 都市機構 生活支援アドバイザーイベント講座

例年、西大和片岡台団地の住民が、連携・協力しながら豊かな屋外空間を備え、団地を“地域の資源”として活用し、地域に必要な住宅・施設・サービスの整備を推進している。現在、この地域は高齢化が進んでいるため、多様な世代が生き生きと健康に暮らせるまちづくりを目指してイベントが行われている。令和 2 年度は新型コロナ感染防止のために中止となった。

⑧科目等履修

本学は、正規の授業の開放については、科目等履修生の制度を設けている。今年度は、社会人や他学卒業見込み者が受講し、それぞれの単位を認定した。

また、地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している点については、次に示すとおりである。

①王寺町との連携協定

本学の所在地である王寺町と、本学を運営する学校法人西大和学園は、平成 28 年 7 月 21 日に、これまでの実績を踏まえ、教育、文化、産業、まちづくりなどの各分野において、それぞれの特性を生かして連携・協力することで、活力ある個性豊かな地域づくりを推進することを目的とし、連携・協力に関する包括協定を締結してすでに 5 年の年月を経て、素晴らしい交流を実現している。

王寺町保健センターにおいて、「すくすく広場」という、0 歳から 3 歳のこどもとその保護者の集いが行われる。指定された水曜日に年間十数回の開催が計画され、毎回 10 組程度の乳幼児とその保護者が参加している。この取り組みは乳幼児を養育する保護者の情報交換の場となっている。この地域交流に、本学総合人間学科こども教育専攻に在籍する 2 年生の学生が、6 人から 9 人で一つのグループを作り、親子で楽しめる遊びや劇を披露発表している。この取り組みによって、本学学生は地域交流の社会貢献をするばかりでなく、乳幼児と関わる生のふれあいを通して、保育士になるキャリアデザインを獲得する機会となり、モチベーションアップの面において大きな効果を上げている。しかし、令和 2 年から新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となった。

また、月に 1 回、王寺町図書館で行われる「おはなしふれあいタイム」という、幼児とその保護者の図書館書籍閲覧者に対する地域交流に、本学総合人間学科こども教育専攻に在籍する 1 年生の学生が、6 人から 9 人で一つのグループを作り、親子で楽しめる遊びや劇を披露発表している。本学学生が発表する歌や手遊び、劇は絵本が題材となっており、それを見て参加する幼児は、絵本に対する興味が喚起される機会となっている。本学学生にも日ごろの学習成果を発揮する貴重な体験となり、職業観の獲得につながっている。

さらに、世界中に広がった新型コロナウイルスの感染拡大の終息を願って、本学こども教育専攻の学生たちが王寺町内の 2 つの保育園と 3 つの幼稚園に呼びかけ令和 2 年から始まった七夕まつりがある。それぞれの園児たちが短冊を作成し、本学学生たちがその短冊をひとつに集め、本学にて笹飾りとして飾り付け、王寺町内の交流が行われる場所に展示が行われた。これによって王寺町のこどもたちの願いが一つに集結する取り組みとなり、町民の中に大いに好評を得ることができた。展示期間中は大がかりな笹飾りによって歩く人は足を止め、見ている人も大勢いて、町の人々の交流の一役を担う盛大な行事となった。

さらに、教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している点については、次に示すとおりである。

①保育園、幼稚園、小学校ボランティア

本学のこども教育専攻の学生たちは、実習でお世話になる小学校、幼稚園、保育園に対して、自ら進んでボランティアを願い出ることになっている（表Ⅰ－②、③、④）。実習に先駆けてボランティア活動として施設の美化や、先生方の保育、教育活動における補助作業を通して、感謝の気持ちを行動に移し、実習の事前学習にもつながっている。たとえ、3 日間のボランティア活動であっても、実習する学校や施設の配置を理解し、教育方針や園

児児童の気質、特性を感じ取ることは、本番の実習に大いに役立っている。

(表Ⅰ－②) 保育園ボランティア活動の実績

社会福祉法人バルツァ事業会	あいづ壱分保育園	社会福祉法人安寧会	つばみ認定こども園
社会福祉法人青空福祉会	青空保育園	社会福祉法人恵福祉会	ともえ学園
社会福祉法人裕愛会	旭ヶ丘せいか保育園	社会福祉法人愛誠会	なかよし保育園
社会福祉法人飛鳥学院	飛鳥学院保育所	社会福祉法人弘仁会	名張西保育園
斑鳩町立	あわ保育園	学校法人西大寺学園	西大寺保育園
社会福祉法人和光会	斑鳩黎明保育園	社会福祉法人健仁会	西ノ京みどりの園保育園
社会福祉法人晋栄福祉会	いちぶちどり保育園	三郷町立	西部保育園
学校法人上野山学園	うえのやま学園認定こども園	社会福祉法人白鳳会	西大和保育園
社会福祉法事イエス団	馬見労務保育園	社会福祉法人松雪会	はじかみ保育園
大和郡山市立	西田中保育園	社会福祉法人伊賀市社会事業協会	花之木保育園
社会福祉法人片岡の里保育園	片岡の里こども園	社会福祉法人陽	ひだまり保育園
社会福祉法人こもはら福祉会	桔梗が丘保育園	愛和福祉会平野愛和学園	平野愛和第二学園
社会福祉法人奈良社会福祉院	郡山東保育園	社会福祉法人星光保育園	星光保育園
学校法人西大寺学園	西大寺保育園	社会福祉法人愛和会	宮古保育園
社会福祉法人はなぶさ福祉会	しらゆり保育園	社会福祉法人愛和会	宮森保育園
社会福祉法人こばと会	吹田保育園	田辺市立	もとまち保育所
社会福祉法人裕愛会	せいか保育園	社会福祉法人郡山双葉会	やまとこども園
社会福祉法人弘仁会	滝之原保育園		

(表Ⅰ－④) 幼稚園ボランティア活動の実績

公	伊賀市立	桃青の丘幼稚園	公	奈良市立	平城こども園
公	生駒市立	南こども園	公	奈良市立	富雄北幼稚園

白鳳短期大学

公	生駒市立	南こども園	公	大和高田市立	浮孔幼稚園
公	宇陀市立	室生こども園	公	大和高田市立	陵西幼稚園
公	王寺町立	王寺幼稚園	私	学校法人うえのやま学園	うえのやま幼稚園
公	大阪市立	真田山幼稚園	私	学校法人吉住学園	前栽幼稚園
公	大阪市立	大和田幼稚園	学校法人愛染学園		愛染幼稚園
公	香芝市立	認定こども園下田幼稚園	私	学校法人西大寺学園	西大寺幼稚園
公	香芝市立	真美ヶ丘東幼稚園	私	学校法人カトリックマリスト会学園	大和郡山カトリック幼稚園
公	香芝市立	志都美幼稚園	私	学校法人桔梗が丘学園	梅が丘幼稚園
公	橿原市立	耳成南幼稚園	私	学校法人昭和幼稚園	昭和幼稚園
公	上牧町立	上牧幼稚園	私	学校法人天美学園	片岡台幼稚園
公	五條市立	五條幼稚園	私	学校法人日本橋学園	平群北幼稚園
公	桜井市立	桜井南幼稚園	私	学校法人ひかり学園	ひかり幼稚園
公	田原本町立	認定こども園平野幼稚園	私	学校法人吉住学園	奈良認定こども園あやめ池学園
公	名張市立	名張幼稚園	私	学校法人大阪初芝学園	はつしば学園幼稚園
公	奈良市立	西大寺北幼稚園	私	社会福祉法人和泉幸生会	認定こども園さいわいこども園

(表Ⅰ－⑤) 小学校ボランティア活動の実績

寝屋川市立明和小学校	大和郡山市立昭和小学校
那智勝浦町立太田小学校	田原本町立平野小学校
河内長野市立長野小学校	高槻市立柳川小学校
田辺市立芳養小学校	白馬村立白馬北小学校
香芝市立志都美小学校	大和郡山市立筒井小学校
堺市立福泉上小学校	田原本町立平野小学校

柏原市立堅下小学校	生駒市立俵口小学校
五條市立野原小学校	上北山村立上北山やまゆり学園
砺波市立出町小学校	松原市立天美南小学校
門真市立上野口小学校	香芝市立二上小学校
奈良市立大安寺西小学校	天理市立朝和小学校
木津川市立加茂小学校	橿原市立今井小学校
大和高田市立磐園小学校	奈良市立登美ヶ丘小学校
八尾市立曙川小学校	鳥取市立美保南小学校
大和高田市立片塩小学校	広陵町立真美ヶ丘第一小学校
王寺町立王寺小学校	香芝市立真美ヶ丘東小学校

②学生のボランティア活動

学生たちが主体的に取り組んでいるボランティア活動は下記の通りである（表Ⅰ－⑥）
 本学は、その目的が学生としての本分に適したものであり、また、本務である学業に支障がない限り、積極的な実施を奨励している。令和２年度は多くのボランティア活動が新型コロナウイルス感染防止のために自粛となった。

（表Ⅰ－⑥）学生のボランティア活動の実績

日付	テーマ	活動内容	依頼元	担当教員
令和２年 10 月 17 日	秋の運動会	運動会参加の利用者の サポート	千里山デイ サービスセ ンター	森

③教員のボランティア活動及び社会貢献

教員の社会的活動については、その目的が社会的な貢献となりうるものであり、学内における教育・研究活動等に支障のないかぎり、積極的に取り組むように奨励している。これらの取り組みは大いに地域貢献に成果を上げている。令和２年度は多くのボランティア活動が新型コロナウイルス感染防止のために自粛となった。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

建学の精神に基づく活動の歴史は、積み重ねによるものだけでなく、常に建学の精神を実現しているかを検証することが大切である。これこそが本学の内部質保証を果たすために必要な課題となる。

地域、社会との連携協定においては、王寺町との連携・協定に基づく活動が長らく行われ、大きな成果を上げてきた。

また、ボランティア活動においては、活動後の学習成果を査定するシステム作りに課題

を残している。例えば、「地域創造特論」では、清掃活動などの奉仕活動を通して本学が立地する地域の住民と交流を深め、公共の福祉に貢献寄与する取り組みを行っている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から多くの活動が自粛中止となった。一刻も早く、新型コロナウイルス感染の終息が待たれる。また、終息後の活発な活動の復旧に注力したい。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

本学の建学の精神については、入学式及び卒業式での学長式辞において周知されている。また、各学科においてもオリエンテーション及び、各専攻1年生の必修科目「人間学研究」の中で、建学の精神に基づいた各専攻独自の教育の目的と教育の目標について説明することで、建学の精神に基づいた本学の教育について学生の理解を深めている。

さらには、教職員に対しては、例年3月下旬に全ての専任教職員が参加して行う、教職員研修会において、建学の精神とそれに基づいた本学の教育方針について、学長より説明がなされている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込れているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

建学の精神に基づき、白鳳短期大学学則第1条に本学の教育目的を「本学は、教育基本法及び学校教育基本法に基づき、国際的な視野に立ち、広い教養と深い専門の学術文化、及び保育、幼児児童教育、看護、理学療法、作業療法に関する専門的な学芸を研究、教授し、豊かな見識を備えた、社会の要請に応え得る人材の育成に寄与することを目的とする」と定めている。

また、これを受けて各専攻では教育の目的と目標について以下の通り定めている。

[国際人間学専攻]

本学創設時より続く、外国人留学生に対して「高い語学力と異文化についての深い理解を備え、日本と母国及び国際社会で活躍できる人材」となるための教育を行うことを目的とした専攻である。

また、この目的を達成するために、次のような教育目標を掲げている。

- ①国際人としての広く豊かな教養の獲得
- ②国際社会及び日本文化を初めとした異文化に対する深い理解
- ③日本語を初めとした高い語学力の獲得

④母国、日本、国際社会に対する社会貢献への意識の醸成

これらの目標を達成することによって、豊かな教養と高い語学力を備え、狭隘なナショナリズムを脱した真の国際人の育成が可能であると考え、留学生教育に取り組んでいる。

〔こども教育専攻〕

こども教育専攻は平成 14 年に国際幼児保育専攻として保育士ならびに幼稚園教諭の養成課程として設置されたものである。その後、平成 16 年に学科名称を変更するのに伴い、名称を幼児保育専攻と改め、さらに平成 22 年に小学校教員養成課程を併設して、名称をこども教育専攻に改めた。時代の要請に応じて、目指す資格・免許は広がりを見せたが、本専攻の教育の目的が「実践力を備えた保育者・教育者の養成」にあることは変わりが無い。すなわち、「保育・教育の充実を求める社会のニーズに応え、未来の社会を支える尊い職業に携わる使命感、責任感そして愛情を持った良質な保育者・教育者の育成」を教育の目的としている。

また、そのような教育の目的を達成するために、次のような教育の目標を掲げている。

- ①保育者としての使命感・倫理観を身につける。
- ②公平で偏りのないものの見方を身につける。
- ③周囲と連携を図るためのコミュニケーション能力の獲得。
- ④高度な専門的知識と状況に応じた的確な判断力の獲得。

〔看護学専攻〕

平成 17 年に、医療分野として初めて本学に設置された看護学専攻では、単なる知識・技術の修得だけではなく、「豊かな人格と広範な視野をもって看護学の発展に寄与でき、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を持った看護師の育成」を教育の目的としている。

この教育の目的を達成するために以下の教育の目標を掲げている。

- ①相手を思いやり、他者を尊重する豊かな感性を育てる。
- ②多様な価値観を認めるグローバルな視野と思考力を養成する。
- ③社会貢献に必要とされるコミュニケーション能力を獲得する。
- ④最新の看護技術に対応する高度な専門知識と論理的思考力を獲得する。

ますます、専門化、高度化が進む医療の現場において、最新の看護の知識と技術が求められることは当然のことではあるが、患者や疾病に対する正しい理解が無ければ日々進歩する医療・看護の現場に立つことはできない。また、医師をサポートすることは看護師の重要な職務ではあるが、同時に健康の回復を願う患者のサポートをすることは看護師にとって最も重要な職務であるといえる。人間性を重視し、常に患者と寄り添い支えていける看護師は、本学が養成しようとする看護師像そのものである。

〔リハビリテーション学専攻〕

平成 19 年に理学療法学専攻として設置された理学療法士養成課程である。平成 21 年に現在の名称に変更した。平成 28 年度 4 月より、リハビリテーション学専攻は従来の理学療法士養成課程に加え、作業療法士養成課程を併設するが、同じセラピストの養成課程

として教育の目的と目標は同じくするところである。リハビリテーション学専攻において教育の目的とするところは、「リハビリテーションを必要とする人の側に立ち、対象者の人権・価値観を尊重しながら機能回復に必要となるリハビリテーションの知識・技術・態度を身につけたセラピストの育成」にある。

この教育の目的に即して、教育の目標を以下のように定めている。

- ①人間に対する深い愛情、思いやりの心を育てる。
- ②人に対する洞察力を養い、“気づく”ことのできる力を育てる。
- ③社会やチームの一員としての協調性とコミュニケーション能力を育てる。
- ④セラピストとしての高度な知識と技術を身につける。

なお、本学は専攻科を設置しており、地域看護学専攻、助産学専攻、リハビリテーション学専攻理学療法学課程、リハビリテーション学専攻作業療法学課程、リハビリテーション学専攻言語聴覚学課程の3専攻・3課程を有している。専攻科の各専攻・課程も総合人間学科同様に、豊かな人間性と高度な専門的知識・技術を持った保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成を教育の目的としている。

これらの教育の目的ならびに目標は、大学案内及び Web 出願ガイドブック並びにホームページに明記され、学外に公表されている。学内に対しては、学生便覧に専攻ごとの教育の目的を記載しており、専攻内における教員間の意識の共有と学生の理解を図っている。

例えば、年度初めのオリエンテーション及び、各専攻1年生の必修科目「人間学研究」の中で、各専攻独自の教育の目的と教育の目標について説明することで、建学の精神に基づいた本学の教育について学生、教員相互に理解を深める努力をしている。

これらの教育目的・目標は、年度末において、各専攻で査定を行い、その結果を大学協議会において発表すると同時に、次年度に向けての改革改善目標を定めている。その査定と改革改善の過程において、教育の目的と目標が時代と社会の要請に真に合致したものとなっているかの点検を行っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、学習成果を建学の精神とそれに基づいて定められた各専攻の教育目的及び教育目標に則って、明確に定めている。

白鳳短期大学
本学では各専攻の教育課程における学習成果について以下の4つの観点で定めている。 1. 学習者が獲得すべき知識、スキル、態度であるか。 2. 具体性があるか。 3. 一定の期間内で達成可能であるか。 4. 学習者にとって意味のある内容であり、測定や評価が可能であるか。
国際人間学専攻
1. 社会で通用するレベルの日本語力を身につける。 2. 将来、日本や母国で活躍するために異文化について深く理解する。 3. 他者理解に努め、高いコミュニケーション能力を獲得する。 4. 公共心を養い、社会貢献への意識を持つ。
こども教育専攻
1. こどもの成長・発達に関し、深い知識があり、一人ひとりの子供たちに必要な、又、集団として成長するために必要な援助を行う方法や手段について教材等で研究し、実践に生かすことができる。 2. 保育に関する知識や技術をもとに起りうるさまざまな状況に対し、臨機応変に、また創意工夫をしながら対応することができ、環境を整えることができる。 3. 他者と連携し、協力し合いながら活動することができる。 4. 奉仕精神を持ち、自ら活動に参加することができる。
看護学専攻
1. 人間愛と他者尊重の精神で自己抑制ができる。 2. グローバルな視野を獲得し、多様な価値観や個性を認めることができる。 3. 他者とのコミュニケーションやリーダーシップ、社会貢献に対する十分な認識を獲得できている。 4. 確実な専門的知識と技術が身についているか。また、それに基づいた論理的思考ができる。
リハビリテーション学専攻
1. 人間に対する深い思いやりを持っている。 2. 周囲や環境に対する気配りをすることができる。 3. チームの一員として患者の治療にあたる協調性がある。 4. 理学療法・作業療法の専門家として高度な知識・技術を身につけている。

国際人間学専攻においては日本語能力試験の取得等級、こども教育専攻では保育士資格や幼稚園教諭二種免許さらに小学校教諭二種免許の取得、看護学専攻では看護師国家試験の合格、リハビリテーション学専攻では理学療法士国家試験、および作業療法士国家試験の合格といった資格・免許の取得によって学習成果を測定している。なお、専攻科においても同様に、各授業の到達目標の達成と、保健師・助産師・言語聴覚士それぞれの国家試験合格、及び学士論文の授与をもって学習成果と定めている。

学習成果は可能な限り、量的データとして測定することとしている。各科目においては、

定期考査、単元テスト、小テスト、国家試験・資格試験模擬テストを頻回に行うことでその時点での学習成果が即時に確認できるようにしている。さらに、修得単位数、GPA 成績分布、進級率、学外実習評価、授業アンケート等によっても学習成果の点検を行っている。また、質的データとしては、こども教育専攻の卒業研究実践研究発表会をはじめ、それ以外の専攻でも、測定実習・演習科目や各講義科目において授業態度やレポートに対する評価をしている。これらは、個々の教員の主観によって評価に違いが出ないように、専攻で各評価対象に対する評価観点を定めて、可能な限り公正な測定をすることとしている。

各科目における学習成果は、学内においては講義要項（シラバス）において到達目標として明記されている。また、学生個々の学習成果は前期・後期のそれぞれの成績評価として示されている。学外に対しては、就職率、4 年制大学編入実績、資格・免許取得率、各国家試験合格率、就職先の実績等を、ホームページや大学案内、その他、入試広報資料という形で公表している。

本学では、学校教育法の短期大学の規定に照らして各専攻において、定期試験結果、修得単位数、模擬試験結果、GPA 成績分布、進級率、就職率、免許、資格の取得状況、国家試験の合格状況などの指標を用いて定期的に点検している。

〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を、組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学では、「建学の精神」に則り、社会の要請に応え得る人材育成をすることを教育の目的としている。そして、豊かな人間性、グローバルな視野、高いコミュニケーション能力、高度な専門知識を獲得することを教育の目標に掲げている。これにしたがって、三つの方針を下記のように関連付けて一体的に定めている。

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

- 自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断・行動できる。
- 多様な価値観と個性を認め、偏りのないものの見方ができる。
- 自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心を持つことができる。
- 高度な専門的知識と技術を有し、社会に貢献できる。

国際人間学専攻

1. 国際人としての広く豊かな教養が身についている。
2. 日本語をはじめとした高い語学力を有している。
3. 国際社会及び異文化社会における価値観の違いを理解している。
4. 母国、日本及び国際社会に対し社会貢献への高い意識を有している。

こども教育専攻

1. 保育者としての使命感・倫理観を身につけている。
2. 公平で偏りのないものの見方を身につけている。
3. 人と連携を図るためのコミュニケーション能力を有している。
4. 高度な専門的知識を有し、状況に応じた的確な判断をすることができる。

看護学専攻

1. 豊かな人間性と人間愛、自他の人権の尊重を基盤とした価値観を持っている。
2. 多様な価値観と個性に対応するグローバルな視野と思考力を有している。
3. コミュニケーション能力とそれに基づく協調性とリーダーシップを身につけている。
4. 確固とした基礎学力に基づいた専門的知識・技術と論理的思考力を持っている。

リハビリテーション学専攻

1. 人間に対する深い思いやりを持っている。
2. 周囲や環境に対して鋭い洞察力と広い視野を持っている。
3. チームの一員としての協調性、連帯意識を持っている。
4. 専門的で高度な知識・技術を修得している。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

- 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 教育課程の編成に当たっては国際化・情報化時代に対応できる人材育成を旨とする教育目標の実現を目指し、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

国際人間学専攻

1. 国際人にふさわしい教養の獲得。
2. 日本語を初めとした語学力の向上。
3. 国際社会及び異文化社会に対する深い理解。
4. 社会貢献、地域貢献に対する高い意識の醸成。

こども教育専攻

1. 職業的使命感・倫理観を培う。
2. 公平・不偏なものを見方を身につける。
3. コミュニケーション能力を高める。
4. 保育・幼児教育に関する専門的知識と状況判断力を身につける。

看護学専攻

1. 人間性と奉仕の精神を高める。
2. 社会と他者に対するグローバルな視野を獲得する。
3. コミュニケーション能力とリーダーシップを高める。
4. 看護に関する高度な専門的知識と論理的思考を学ぶ。

リハビリテーション学専攻

1. 人間に対する理解を深め、他者への思いやりを涵養する。
2. 周囲や環境に対する鋭い洞察力と広い視野を獲得する。
3. 周囲の人間と協力しあうことができる能力と姿勢を養う。
4. リハビリテーションに関する高度な知識、技術と態度を修得する。

【入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

○人間に強い関心を寄せ、広く社会に貢献することをめざす学生

国際人間学専攻

1. 日本と日本文化に強い関心を持ち意欲をもって学習できる学生。
2. 異なる言語や文化背景を持つ者とのコミュニケーションに積極的に取り組める学生。
3. 自主的な学習と自律的な生活ができる学生。
4. 母国と母国の文化に誇りを持ち、日本と母国の懸け橋になることを願う学生。

こども教育専攻

1. 保育・教育に興味・関心があり、これらを学ぶ意欲と向上心を有する学生。
2. 地域や社会の一員として、貢献しようとする意識を有する学生。
3. 良心に従い、温かい思いやりと心を持ち、他人との円滑な交流を好んでできる学生。
4. 目標に向けて努力する学生。

看護学専攻

1. 保育・教育に興味・関心があり、これらを学ぶ意欲と向上心を有する学生。
2. 地域や社会の一員として、貢献しようとする意識を有する学生。
3. 良心に従い、温かい思いやりと心を持ち、他人との円滑な交流を好んでできる学生。
4. 目標に向けて努力する学生。

リハビリテーション学専攻

1. セラピストの仕事に魅力を感じる学生。
2. 人を思いやり、相手の立場に立って物事を考えることのできる学生。
3. 人とのコミュニケーションが好きで、仲間と協力し合うことのできる学生。
4. 自己を律することができ、根気よく努力できる学生。

これら三つの方針は、学生便覧に掲載し、学生に配布し、入学時・進級時のオリエンテーションの際に専攻長、学級担任が説明を行っている。学外には、大学案内や Web 出願ガイドブック（総合人間学科）並びにホームページに公開している。オープンキャンパスにおいても高校生との相談会や専攻の説明で受験生に入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）の具体的な内容について説明して、本学の求める人材像が伝わるように工夫している。

本学では、三つの方針を策定するにあたっての基本方針としては、建学の精神に基づく本学教育の学習成果と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の関係について授業計画（シラバス）に明記されており、職員は三つの方針を確認しながら教育活動に従事している。三つの方針の策定に関しては、年度末の専攻会議において点検され、その結果は大学協議会において報告される。また、その報告内容の概要は学長より理事会において報告されている。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

本学は建学の精神のもと、「教育目標」、「学習成果」及び「三つの方針」が学科においてそれぞれに関連し一体化になるように定め、教育の質保証を確保した教育活動を展開している。しかし、今後も一層、地域や社会の教育と医療のニーズに照らし合わせて本学科の

養成する保育者、教育者、看護師、理学療法士、作業療法士の理想像と三つの方針及び教育活動全般に合致したものであるかを包括的かつ継続的に検証をする必要がある。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では、自己点検・評価の必要性和意義について白鳳短期大学学則第 2 条に明記し、本学の教育力の向上と充実に必要不可欠のものと位置づけている。また、「白鳳短期大学自己点検・評価に関する規程」のもとに自己点検・評価の方法を規定しており、毎年の自己点検・評価はこの規程に基づいて実施している。

自己点検・評価のための組織として、各専攻・各部署の代表者からなる自己点検・評価委員会を設置し、学長の諮問機関として、平成 21 年度より毎年、自己点検・評価を行っている。また、平成 25 年度からは AL0 委員会を自己点検・評価委員会の下部委員会として常設し、各専攻・各部署の自己点検・評価の結果をとりまとめ、「自己点検・評価報告書」を作成している。

自己点検・評価委員会では PDCA サイクルの稼働状況に重きを置いて、毎年、各専攻・各部署あるいは個々の教員に自己点検・評価を求めている。各専攻・各部署では年度末には、年度当初に立てた目標の達成状況、指導計画の履行状況を自己査定し、翌年度の目標と新たな指導計画を立案する。また、個々の教員も、学生による授業評価アンケート及び教員の授業相互授業参観と合わせ、教育・研究能力の向上に努めている。学生による授業アンケートはすべての担当科目において実施し、教員がアンケート結果を点検したうえで改善策を記した報告書を学長に提出している。前期末及び年度末には目標の達成状況と次年度の目標、改善計画を追記入して専攻長を通じて学長に提出する。

自己点検・評価活動の仕組みとして、専攻・部署ごとに担当が分けられ、担当する専攻・部署ごとに全教職員が参加して記載内容を決定している。各専攻・部署から提出された自己点検・評価報告書の原案は AL0 委員会で記載形式の統一や観点的記載漏れ等の確認を行い、自己点検・評価報告書を完成させている。

一方、本学では、毎年 6 月に高等学校の進路指導責任者の先生方を広くお招きし、教員対象説明会を開催し、本学の現況や教育の成果について会長及び学長、副学長が説明をして意見を求めている。得られた意見等は、さらなる本学教育の内部質保証の改善策に盛り込むように努めている。

このように本学では、自己点検・評価の結果を、学校教育法第 109 条第 1 項の「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」に基づいて実施し、その成果を改革・改善項目として各専攻・各部署で取り組み、教育の充実に大きな役割を果たしている。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

本学では、卒業認定・学位授与等の方針に関する規定に関して、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）については以下の手法で行っている。大別して、(1) 授業担当者による評価、(2) 免許・資格の取得、国家試験・検定試験の合格といった客観的評価、(3) 担任による学習状況評価、(4) 学生自身による学習状況の自己評価、(5) 外部機関による評価の 5 つの手法により行っている。具体的には以下の通りである。

(1) 授業担当者による評価

各科目の授業担当者は教育目標と学位授与の方針に基づいて、それぞれの科目ごとに到達目標を定め、講義要項（シラバス）に明記している。この到達目標に照らして、定期試験の成績評価、小テストの成績、レポート・課題の提出状況及び内容、授業態度などによって学習成果を査定している。なお、実習・演習および授業態度という教員の主観による評価が大きな割合を占める場合は、評価の観点を定め、評価する教員によるばらつきを少なくする工夫をしている。また、成績評価の客観性と信頼性を確保するため GPA 制度を取り入れている。

(2) 免許・資格の取得、国家試験・検定試験の合格による客観的評価

各専攻において次の免許・資格の取得を学習の目標としており、学習成果として査定している。日本語能力試験（N2 以上・国際人間学専攻）、保育士・幼稚園教諭 2 種・小学校教員 2 種（こども教育専攻）、看護師（看護学専攻）、理学療法士（リハビリテーション学専攻理学療法学課程）、作業療法士（リハビリテーション学専攻作業療法学課程）、保健師（専攻科地域看護学専攻）、助産師（専攻科助産学専攻）、言語聴覚士（専攻科リハビリテーション学専攻言語聴覚学課程）の各免許・資格である。

(3) 担任による学習状況評価 および (4) 学生自身による学習状況の自己評価

白鳳短期大学

「学習状況チェック表」（看護学・リハビリテーション学）、「やる気満足度シート」（こども教育）に日々の学習状況と学習に対する自己評価を記録することによって学生が学習の状況を自己査定し、週に1回それを担任に提出することで、担任は学習状況を確認して評価し、指導を行う。

（5）外部機関による評価

本学では、定期的に学部による認定評価を受けている。令和元年3月31日にはリハビリテーション教育評価機構から5年間有効の認定表彰を受けている。また、令和2年3月31日にはリハビリテーション教育評価機構から5年間有効の認定表彰を受けている。なお、本学は、専攻科を設置しているが、地域看護学専攻、助産学専攻、リハビリテーション学専攻言語聴覚学課程においてもそれぞれ外部機関から審査認定を受けている。

本学ではそれぞれの専攻において、専攻会議を行い、査定の手法や運用方法の見直しについて問題点と改善点を明確にして検討・協議を経て、大学協議会で報告をして、翌年度には反映できるようにフィードバックしている。

リハビリテーション学専攻 学習状況チェック表

学籍番号：	氏名：						
	月 日 (月)	月 日 (火)	月 日 (水)	月 日 (木)	月 日 (金)	月 日 (土)	月 日 (日)
学習時間							
学習内容							
バイト時間							
バイト内容							
補習時間							
補習時間中の学習内容							

*1週間の振り返り

主任	担任

[学習状況チェック表ーリハビリテーション学専攻]

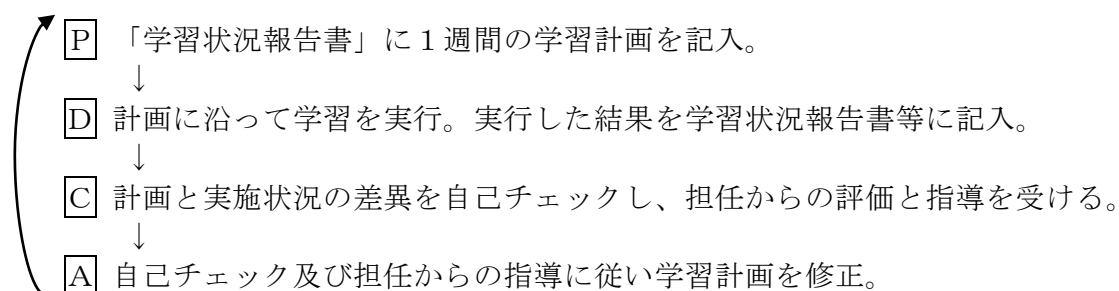
授業における準備・体調・満足度・理解度の自己評価シート															©やる気研究会方式MF法 Ver.白鳳短大																																
氏名			学生番号			受講科目名															教員名																										
受講日 月 / 日			1回目			2回目			3回目			4回目			5回目			6回目			7回目			8回目			9回目			10回目			11回目			12回目			13回目			14回目			15回目		
授業の開始・終了の時刻			開始		終了		開始		終了		開始		終了		開始		終了		開始		終了		開始		終了		開始		終了		開始		終了		開始		終了										
準備・満足度の3段階評価値と項目			準備		満足度		準備		満足度		準備		満足度		準備		満足度		準備		満足度		準備		満足度		準備		満足度		準備		満足度		準備		満足度										
よい			☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐										
普通			☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐										
わるい			☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐										
体調・理解度の3段階評価値と項目			体調		理解度		体調		理解度		体調		理解度		体調		理解度		体調		理解度		体調		理解度		体調		理解度		体調		理解度		体調		理解度										
よい			☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐										
普通			☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐										
わるい			☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐										
授業の開始・終了の時刻			開始		終了		開始		終了		開始		終了		開始		終了		開始		終了		開始		終了		開始		終了		開始		終了		開始		終了										
やる気			☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐										
やられ気			☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐										
やらん気			☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐										
やれん気			☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐		☐										
準備・体調・満足度・理解度、やる気などのコメント欄																																															
教員記入欄																																															

[やる気満足度シートーこども教育専攻]

本学では「常に改革改善」を合言葉に、教育の向上・充実を図るために改革・改善を目指し、そのための PDCA サイクルを有している。PDCA サイクルにおいても、一人ひとりの学生自身が学習成果の獲得のために行なう PDCA サイクル、教員が自己の指導力向上のために行う PDCA サイクル、そして、大学全体の教学マネジメント自体をより向上・充実させるための PDCA サイクルを設定しており、それぞれの PDCA サイクルが有効に機能し、学生個人あるいは教職員個人、さらには大学全体としての教育の質の向上に寄与している。

[学習成果獲得のための学生の PDCA サイクル]

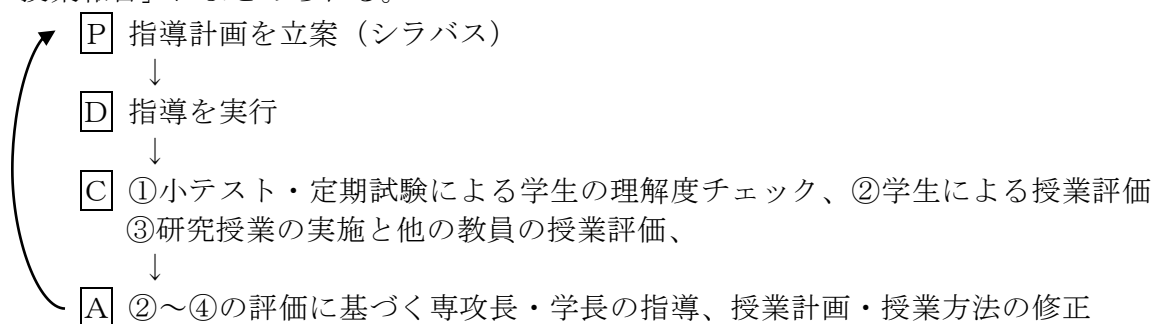
学生は自己の学力向上のための PDCA サイクルを有している。学生は事前に学習計画を立て、「学習状況報告書」に記入する。この計画にしたがって、学習を進めることができたか、自己チェックをし、計画通り進んでいない場合はその実態を記録し、「満足度」という自己評価を施した上で、週に1度報告書を担任に提出する。担任は提出された報告書の内容をチェックし、コメントを記入のうえ、本人に返却をする。ただし、重大な指導事項があった場合は、本人を呼び出し、面談によって指導する。学生は指導を受けた内容を考慮して、学習計画を修正し、実行する。



学生は、自らの目標に沿って、自主的に学習計画を設定することで、学習の自主性が期待できるだけでなく、自ら目標を設定することから学習意欲の向上が期待される。学習成果を他者からの「評価」ではなく、自己の「満足度」によって評価することで、自己の努力を客観視するように促している。そして、その計画と評価全体を改めて教員から客観評価を受けることで、学習全体の取り組みを見直す機会を与えようとするものであり、個々の学生が学習成果を獲得するための大きな柱となっている。

〔教員の指導力向上のための PDCA サイクル〕

教員は、「白鳳短期大学 FD・SD 規程」に規定されている、全学的な FD 活動への積極的な取り組みや研究活動で得られた新たな知見を教育活動へ還元させ、計画的で効果的な指導方法の確立を目指した PDCA サイクルに従って、研鑽に努めている。シラバス提出にあたり、到達目標・評価方法を明確にした上で授業計画を立案し、それにしたがって授業を実施する。授業の都度あるいは単元ごとに実施する小テストによって学生の理解度を測り、想定した理解度に達していない場合、直ちに授業改善を図る。前期・後期各1回学生による授業アンケートを実施している。板書の分かりやすさや声の大きさ、説明の分かりやすさなど授業の技術的な面や、学生の受講態度、授業の雰囲気など学生指導の状態などの質問項目があり、集計された結果は本人に通知される。すべての教員がその結果を基に「授業アンケートの分析と改善点」に反省点・改善点をまとめ、専攻長を通じて学長に提出することで、自己評価の客観化を保証している。また、各専攻とも前期1回・後期1回の研究授業の実施を義務付けている。研究授業は原則として学長・副学長および専攻の教員によって評価され、実施後に専攻会議で内容の検討と指導がなされる。そしてその内容は「研究授業報告」にまとめられる。



教員が授業における教育力を向上させることと学生に対する指導力を向上させることを目標として、学生と同様に、自ら改善の計画を立て、自己評価をすることに重きを置いて

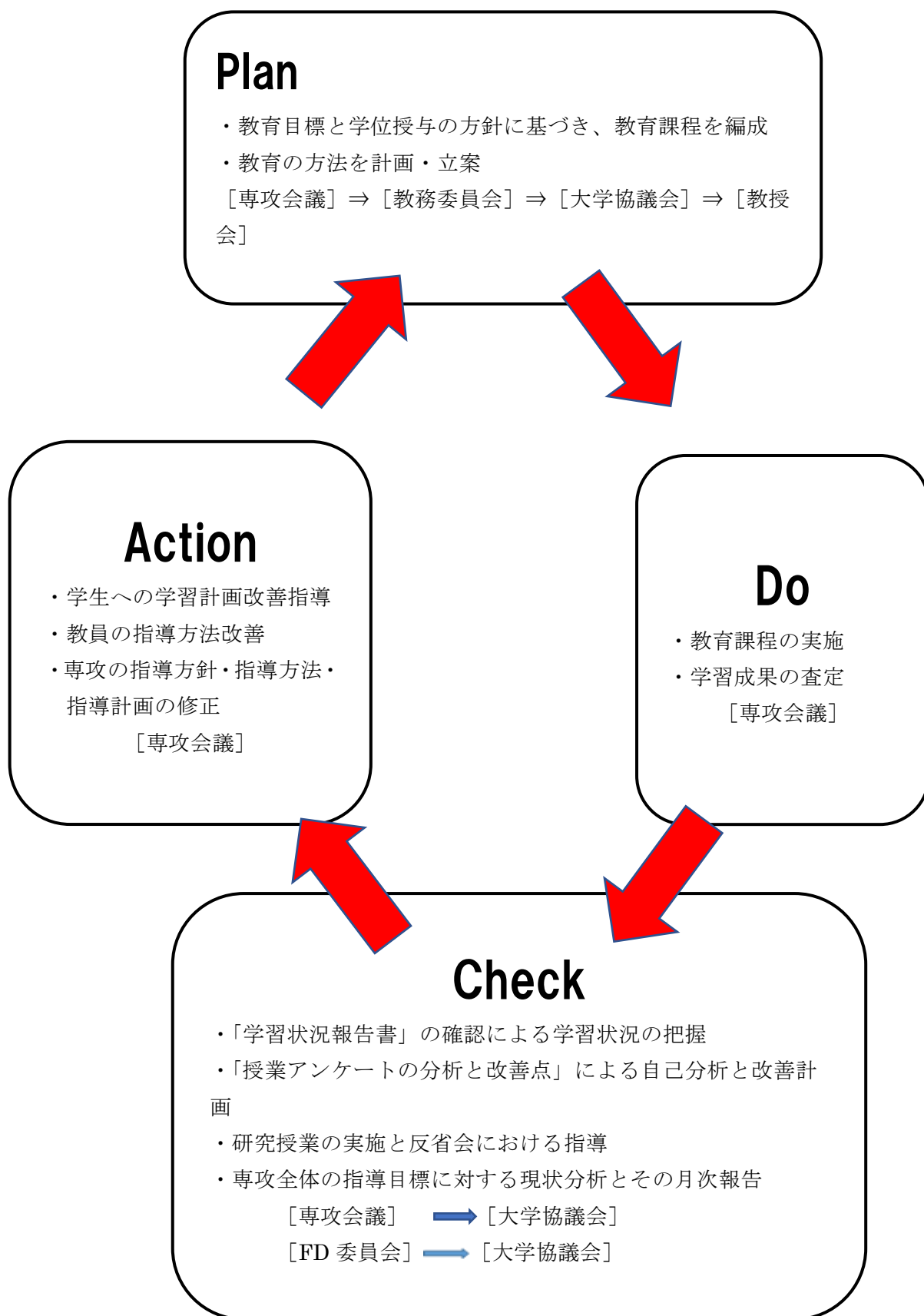
いる。学生がより授業の理解が深められるよう授業に工夫をし、より効果の上がる学習姿勢や生活態度の指導の仕方について研究を深めることは教員として当然のことであるが、自己を客観視することで一層の指導力向上が期待される。

〔教学マネジメント体制向上・充実のための PDCA サイクル〕

大学全体としての教学マネジメント体制も PDCA サイクルによって改革・改善を進めている。

専攻ではそれぞれ、年度当初に当該年度の目標を掲げ、目標達成のための改善点を明確にして専攻会議での検討・協議を経て、大学協議会で報告をする。改革・改善による教育効果について毎月の大学協議会において経過報告がなされ、目標の達成が困難と目される場合にはさらに指導計画を修正し、報告をする。当該年度の年度末には、目標の達成状況を専攻毎にまとめ、達成できていない場合にはその原因を究明した上で大学協議会において次年度の指導計画を報告する。

以上のように、主に専攻が主体的に計画(P)・実行(D)し、その教育効果を専攻会議で検証(C)して改善計画を立案。さらに学長を含めた大学協議会の場で改めて検証(C)し、改善計画の適否を含めて検討する。大学協議会で承認された指導計画を専攻毎に作成する運営マニュアルで具体化する(A)。このように、専攻会議と大学協議会を主たる協議の場として、点検・検証(C)に重きを置いた PDCA サイクルを確立している。



本学は、学校教育法並びに学校教育法施行規則、短大設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。関係法令の変更や改正については、通達を確認し、我が国の高等教育施策における改革方針やその趣旨を十分に反映して、申請や届出を適宜実施している。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題＞

本学は、専攻ごとに教育目標、学位授与の方針に基づいた学習成果の精査と検証を行っており、その手法は確立されており十分機能しているものの、教員の PDCA サイクル活用において、自己を客観視する手法であるがゆえに、ややもすると一面的でマンネリ化することが危惧されることから、常に、馴れと自分本位な視点での検証にならぬようチェック機能を徹底しながら推進することが肝要である。とりわけ、令和 2 年度はコロナ禍による感染防止のために研究授業がままならなかった。コロナ収束後は再びこの取り組みを軌道に乗せてゆくことを最優先にしなければならない。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項＞

特になし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

ディプロマ・ポリシーは、本学の建学の精神、教育の理念及び教育目標に基づき、それぞれの専攻の専門性と学習の成果に対応させ、どのような力を身につけた者に卒業を認定するかについて定めている。

卒業の要件については履修規程に明確に示しており、卒業要件は履修規程第4条に、卒業及び学位の授与に関しては学則第38条と学位規程にそれぞれ規定している。成績評価の基準については学則第34条に成績評価を規定し、評価基準は学生便覧【Ⅰ授業と履修】に明記している。また、ディプロマ・ポリシーについては、学生便覧【Ⅱ教育内容】に記している。

履修規程で規定する本学の卒業の要件、学則で規定する卒業認定、及び学位授与は以下のとおりである。

(卒業の要件)

履修規程第4条 総合人間学科の卒業要件として、授業科目一覧の中から62単位以上〔但し、看護学専攻は97単位以上、リハビリテーション学専攻（理学療法学課程）は101単位以上、リハビリテーション学専攻（作業療法学課程）は101単位以上〕を履修し、修得しなければならない。

(卒業)

学則第38条 本学の国際人間学専攻またはこども教育専攻に2年以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者、看護学専攻に3年以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者、リハビリテーション学専攻理学療法学課程または作業療法学課程に3年以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者に対して、大学協議会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学位授与)

学則第38条2 学長は、卒業を認定した者に対し、本学学位規程の定めるところにより卒業証書及び短期大学士の学位を授与する。

ディプロマ・ポリシーは、卒業の要件の概要を示し、卒業要件の詳細、成績評価の基準は、入学直後のオリエンテーション、学期初めの履修指導において学生に周知徹底している。成績評価の方法及び観点についてはシラバスに明記し、評価の基準は数値で配点を明示している。なお、卒業認定・学位授与にあたっては、資格取得を要件としていない。

各専攻のディプロマ・ポリシーは学生便覧【Ⅱ教育内容】及びウェブサイト「建学の方針〈学位授与の方針（ディプロマポリシー）〉」への掲載を通して学内外に公表している。

国際人間学専攻、こども教育専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻のディプロマ・ポリシーは、全学のディプロマ・ポリシーに基づくものである。各専攻では、この方針に基づき、目指す職業や職種に必要な知識や能力として、より具体的に学位授与の方針を立てている。

白鳳短期大学
本学では、学則第 38 条に定めた卒業に必要な単位を修得した上で、短期大学士の学位を授与するに相応しいものとして身につけるべき資質を学位授与の方針として定めている。本学の学位授与の方針は、建学の精神及び教育の目的・目標に基づき、以下の 4 点に集約して示している。 1. 自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断・行動できる。 2. 多様な価値観と個性を認め、偏りのないものの見方ができる。 3. 自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心を持つ。 4. 高度な専門的知識と技術を有し、社会に貢献できる。
国際人間学専攻
卒業に必要な単位を修得し、専攻がめざす以下の資質を備えた学生に卒業を認め、短期大学士（国際人間学）の学位を授与する。 1. 国際人としての広く豊かな教養が身につけている。 2. 日本語を初めとした高い語学力を有している。 3. 国際社会及び異文化社会における価値観の違いを理解している。 4. 母国、日本及び国際社会に対し社会貢献への高い意識を有している。
こども教育専攻
卒業に必要な単位を修得し、専攻がめざす以下の資質を備えた学生に卒業を認め、短期大学士（こども教育学）の学位を授与する。 1. 保育者としての使命感・倫理観を身につけている。 2. 公平で偏りのないものの見方を身につけている。 3. 人と連携を図るためのコミュニケーション能力を有している。 4. 高度な専門的知識を有し、状況に応じた的確な判断をすることができる。
看護学専攻
卒業に必要な単位を修得し、専攻がめざす以下の資質を備えた学生に卒業を認め、短期大学士（看護学）の学位を授与する。 1. 豊かな人間性と人間愛、自他の人権の尊重を基盤とした価値観を持っている。 2. 多様な価値観と個性に対応するグローバルな視野と思考力を有している。

3. コミュニケーション能力とそれに基づく協調性とリーダーシップを身につけている。
4. 確固とした基礎学力に基づいた専門的知識・技術と論理的思考力を持っている。

リハビリテーション学専攻

卒業に必要な単位を修得し、専攻がめざす以下の資質を備えた学生に卒業を認め、短期大学士（リハビリテーション学）の学位を授与する。

1. 人間に対する深い思いやりを持っている。
2. 周囲や環境に対して鋭い洞察力と広い視野を持っている。
3. チームの一員としての協調性、連帯意識を持っている。
4. 専門的で高度な知識・技術を修得している。

ディプロマ・ポリシーは、その根底をなす「教育の目的」において「社会の要請に応え得る人材の養成」としていることから、社会性を有することは明らかである。また、建学の精神において「国際人を養成」とあることから、ディプロマ・ポリシーに定められた「多様な価値観と個性を認め」というのは、このグローバル社会を念頭に置いたものであると理解できることから本学の学位授与の方針が国際性も有していると結論付けられる。

ディプロマ・ポリシーについては、学習成果に対する査定とともに年度末に各専攻において点検されている。点検の結果は4月の大学協議会（学長、副学長、専攻長、部長及び学長が必要と認めた専任職員等）で明らかにされ、専攻会議において専攻の全専任教員に共有されている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

各専攻の教育目標を達成するために、カリキュラム・ポリシーに対応した教育課程の編成にあっている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを基に教育課程を定め（学則第30条）、専攻ごとに、学生便覧【Ⅱ教育内容】及びウェブサイト「建学の方針〈教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）〉」において表明している。

学則第30条に、教育課程編成・実施の方針として次のように規定している。

（教育課程）

学則第30条 本学は教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

学則第30条2 教育課程の編成に当たっては、国際化・情報化時代に対応できる人材育成を旨とする教育目標の実現を目指し、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする。

すなわち、社会の要請に応えるとともに、人間性の涵養にも配慮した体系的な教育課程を編成し、実施することが本学の教育課程編成・実施の方針であると言える。そのため、人間性を涵養し教養を身につけるための科目として人間学研究を全専攻に設置している。

国際人間学専攻、こども教育専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻のカリキュラム・ポリシーは、次のとおりである。

国際人間学専攻
1. 国際人に相応しい教養の獲得。 2. 日本語を初めとした語学力の向上。 3. 国際社会及び異文化社会に対する深い理解。 4. 社会貢献、地域貢献に対する高い意識の醸成。
こども教育専攻
1. 職業的使命感・倫理観を培う。 2. 公平・不偏なものを見方を身につける。 3. コミュニケーション能力を高める。 4. 保育・幼児教育に関する専門的知識と状況判断力を身につける。
看護学専攻
1. 人間性と奉仕の精神を高める。 2. 社会と他者に対するグローバルな視野を獲得する。 3. コミュニケーション能力とリーダーシップを高める。 4. 看護に関する高度な専門的知識と論理的思考を学ぶ。
リハビリテーション学専攻
1. 人間に対する理解を深め、他者への思いやりを涵養する。 2. 周囲や環境に対する鋭い洞察力と広い視野を獲得する。 3. 周囲の人間と協力しあうことができる能力と姿勢を養う。 4. リハビリテーションに関する高度な知識、技術と態度を修得する。

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、こども教育専攻では、指定保育士養成施設指定基準、および幼稚園教諭の教職課程および小学校教諭の教職課程に関する教職課程認定基準、看護学専攻では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則、および看護師等養成所の運営に関する指導要領、リハビリテーション学専攻では、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の関係法令にも従って専攻毎に体系的に編成している。また、国際人間学は基礎教育科目、専門基礎教育科目、専門教育科目とで構成しており、こども教育専攻は基礎教育科目、専門基礎教育科目、専門教育科目、実習、看護学専攻は基礎教育科目、専門基礎教育科目、専門分野、統合分野、臨地実習、リハビリテーション学専攻は基礎分野、専門基礎分野、専門分野で構成しており、看護学専攻及びリハビリテーション学専攻においては、国家試験受験資格に必要な分野を中心に科目を設定している。

国際人間学専攻の卒業要件は 62 単位以上で、内訳は基礎教育科目 8 単位、専門基礎教育科目 16 単位以上、専門教育科目 24 単位以上、選択科目 14 単位以上としている。こども教育専攻の卒業要件は 62 単位以上で、内訳は基礎教育科目 7 単位以上、専門基礎教育科目 6 単位以上、専門教育科目 18 単位以上、選択科目 31 単位以上としている。看護学専攻の卒業要件は 97 単位以上で、内訳は基礎分野 13 単位以上、専門基礎分野 21 単位、専門分野 63 単位としている。リハビリテーション学専攻の卒業要件は 101 単位以上で、内訳は基礎分野 14 単位以上、専門基礎分野 30 単位、専門分野 57 単位としている。

令和元（2019）年度より、ウェブシステムの CampusPlan を導入し、学生カルテから GPA を確認できるようにした。

成績評価についても短期大学設置基準等に則し、明確な基準を設けて厳格に適用するよう努め、学則第 34 条 2 に定め、学生便覧【I 授業と履修】において明示している。成績評価は、秀・優・良・可・不可の 5 段階で行い、秀～可を合格（単位認定）、不可を不合格（単位不認定）としている。評価基準は学生便覧【成績について】に掲載しており、秀＝100～90 点、優＝89～80 点、良＝79～70 点、可＝69～60 点、不可＝59 点以下としている。また、他短期大学等の既修得単位の科目は認定としている。

シラバスは全学で統一したフォーマットを使用し、ウェブシステム CampusPlan で公開している。内容は、科目ごとに必要な項目（講義区分、配当年次、単位数、担当教員、授業の到達目標、授業概要、授業計画表（内容、予習）、成績評価方法、テキスト、参考書・参考資料）を示しているため、学生は自ら学習する内容を理解し、予習・復習に取り組みやすくなっている。

なお、令和 2（2020）年度から、授業の事前学習について時間や内容を記載し、学習しやすい環境を整えた。

シラバスは作成マニュアルに基づき、科目担当全教員が毎年度作成し、教務部が点検、公開している。

本学では、通信による教育を行う課程を設けていない。

教育課程の見直しは時代や社会の変化、法令の改正等を検討し実施している。翌年度に向けて改正がある場合は、専攻長を中心に専攻会議、課程会議で検討し、教務部会、大学協議会を経て教授会で諮られる。教育課程を常に見直すことは、学生と社会のニーズに応えるためには必要不可欠なことと認識しており、ひいては、本学の教育の質を保証

することにもつながっている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

学則第 30 条の定めにより、建学の精神や教育理念、これに基づいたディプロマ・ポリシーを達成するため、基盤となる教育活動として教養科目である基礎教育科目を設置している。基礎教育科目は「国際化・情報化時代に対応できる人材育成を旨とする教育目標の実現を目指し、豊かな人間性を涵養する」目的を具現化している。以下に専攻別の教養教育について示す。

■国際人間学専攻

基礎教育科目と専門基礎教育科目では、教養科目から成る教育課程を体系的に編成している。科目は「スポーツ」「こころとからだ」「キャリアデザイン（Ⅰ）」「人間学研究（Ⅰ）」「人間学研究（Ⅱ）」「人間学研究（Ⅲ）」「人間学研究（Ⅳ）」の基礎 7 科目と、「経済と社会」「国際観光学」「日本文学」「日本の伝統芸術（Ⅰ）書道」「日本の伝統芸術（Ⅱ）茶道/華道」「ビジネス日本語」「コミュニケーション技術」「日本語表現演習Ⅰ」「日本語表現演習Ⅱ」「漢字演習Ⅰ」「漢字演習Ⅱ」の教養 11 科目からなり、豊かな人間性を培うものである。基礎教育科目は 8 単位、専門基礎教育科目は 16 単位以上を修得することとしている。

■こども教育専攻

基礎教育科目では、教養科目から成る教育課程を体系的に編成している。科目は「日本国憲法」「スポーツ」「コンピュータ演習」「英語」「こころとからだ」「人間学研究Ⅰ」「人間学研究Ⅱ」「人間学研究Ⅲ」「人間学研究Ⅳ」の 9 科目からなり、豊かな人間性を培うものである。基礎教育科目は 7 単位以上を修得することとしている。

■看護学専攻

教養教育は基礎教育科目として配置している。基礎教育科目は、科学的思考の基盤及び人間と人間生活の理解から成る教育課程を体系的に編成している。科目は「情報科学」「スポーツ」「英語」「人間学研究Ⅰ」「人間学研究Ⅱ」「人間学研究Ⅲ」「人間学研究Ⅳ」の基礎的教養科目と、「看護研究Ⅰ」「看護研究Ⅱ」の実践的教養科目で構成されている。

なお、文部科学省及び厚生労働省による保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく専門基礎科目・専門分野・統合分野・臨地実習を配置しており、看護師国家試験関連の科目が大半（84 単位）を占めている。そのため教養教育に該当する基礎分野の占める割合は少なく、最低取得単位 13 単位以上を取得することとしている。

■リハビリテーション学専攻

教養教育は基礎分野として配置している。基礎分野は、科学的思考の基盤及び人間と生活、社会の理解から成る教育課程を体系的に編成している。科目は「情報処理」「体育」「英語」「人間学研究Ⅰ」「人間学研究Ⅱ」「人間学研究Ⅲ」「人間学研究Ⅳ」「人間学研究Ⅴ」の基礎的教養科目と、「統計学」「医療英語」「臨床心理学」「社会行動学Ⅰ」「社会行動学Ⅱ」の実践的教養科目で構成されている。

なお、文部科学省及び厚生労働省による理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づく専門基礎分野・専門分野を配置しており、理学療法士作業療法士国家試験関連の科目が大半（87 単位）を占めている。そのため教養教育に該当する基礎分野の占める割合は少なく、最低取得単位 14 単位以上を取得することとしている。

カリキュラムの専門教育科目の区分による編成は専攻ごとに異なる。国際人間学は①専門基礎教育科目、②専門教育科目の 2 科目群を体系的に編成し、こども教育専攻は①専門基礎教育科目、②専門教育科目、③実習の 3 科目群を体系的に編成し、幼稚園教諭 2 種、小学校教諭 2 種、保育士の資格取得に必要な科目を設定し各免許取得を目指している。看護学専攻では、看護師養成課程に則り①専門基礎科目、②専門分野、③統合分野、④臨地実習の 4 科目群を体系的に編成し看護師国家資格取得を目指している。リハビリテーション学専攻では、理学療法士作業療法士養成課程に則り①専門基礎分野、②専門分野を体系的に編成し理学療法士課程は理学療法士、作業療法士課程は作業療法士国家資格を目指している。

教育目標に掲げる「豊かな人間性」「グローバルな視野」「高いコミュニケーション能力」「高度な専門的知識」を身につけさせることを基本方針とし、本学が提供する専門教育を、専攻別に①人間性、②多様性、③コミュニケーション、④専門性の 4 領域の学習目的の到達に向けたカリキュラムを通して、卒業までに一連の資質や能力を学生に獲得させることを目標としている。また、最終学年では専攻目標の学びの集大成として、国際人間学専攻は「日本語（Ⅳ）」、こども教育専攻では「保育・教職実践演習（幼・小）」、看護学専攻では「統合実習」、リハビリテーション学専攻の理学療法士課程では「臨床実習Ⅲ」、作業療法士課程では「臨床実習Ⅵ」を開講している。

教養教育と専門教育との関連性については、カリキュラムマップで明確にしている。

本学では教養教育の効果の測定及び評価は、教員による学習成果の評価として各科目の成績、学生による学習成果・学習行動等の主観的な評価として授業アンケート、資格取得試験を実施し把握している。これらの評価から得られた結果については、各科目や専攻で分析し、次年度に向けて改善している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学は学則第1条において「教育基本法及び学校教育法に基づき、国際的な視野に立ち、広い教養と深い専門の学術文化、及び保育、幼児児童教育、看護、理学療法、作業療法に関する専門的な学芸を研究、教授し、豊かな見識を備えた、社会の要請に応え得る人材の育成に寄与することを目的とする」と定めている。この全学の目的に沿って、第1条の3に各専攻の人材養成に係る目的を次のとおり定めている。

- 一 国際人間学専攻は、高い語学力と異文化についての深い理解を備え、日本と母国、及び国際社会で活躍できる人材の育成を教育研究上の目的とする。
- 二 こども教育専攻は、保育・教育の充実を求める社会のニーズに応え、未来の社会を支える尊い職業に携わる使命感、責任感、そして愛情を持った良質な保育者・教育者の育成を教育研究上の目的とする。
- 三 看護学専攻は、豊かな人格と広範な視野をもって看護学の発展に寄与でき、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を持った看護師の育成を教育研究上の目的とする。
- 四 リハビリテーション学専攻は、リハビリテーションを必要とする人の側に立ち、対象者の人権・価値観を尊重しながら機能回復に必要となるリハビリテーションの知識・技術・態度を身につけたセラピストの育成を教育研究上の目的とする。

本学の「職業教育」の実施においては、学生が各専攻の教育活動で専門的、実践的な知識・技術を身につけるとともに、社会人として必要不可欠な「人間性」の育成を柱としている。基礎教育と専門教育を有機的に連携させることで、人間形成の醸成を図る教育体制構築している。

本学ではクラス担任制度を採用していることから、この利点を最大限に生かした個人面談に力を入れており、1年次から学業、学生生活、進路に関して継続性のある支援を行っている。また、各専攻では、求人票の学生への公開、履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接、学内企業説明会などの具体的な学生支援を実施している。

基礎教育では社会で必要な常識と教養を身につけ、将来に向けた自己の生き方を明確にし、社会で求められる態度や基礎的スキルを養うことを目的に、全専攻で人間学研究を設けている。また、各専攻の特性を生かした専門教育を履修することで、目指す職業に対する意識を確固たるものとし、職業に直結する知識やスキルを習得する。

保育士、幼稚園教諭や小学校教諭の資格取得を目指すこども教育専攻は、福祉や教育機関での実習は、学内で学習した知識や態度を実践的に経験し学ぶ職業教育である。国家資格取得を目指す看護学専攻とリハビリテーション学専攻では、医療機関などで行う臨地・臨床実習は学内での学びを統合する実践的な職業教育となっている。このように、専攻ごとの特色ある専門教育と基礎教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確である。

職業教育の効果の測定・評価については、就職先への聴取、学生による授業アンケート

等の結果や資格取得状況などの情報を全専攻にフィードバックし、専攻会議を通じて就職支援の結果や課題、教育上の課題を共有することに努めている。社会が変化する中で、求められる人材や必要な能力を把握し、教育課程の改善に反映している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

全学及び各専攻の受入れ方針は、基準Ⅱ-B-3 にあげている。根本方針である「人間に強い関心を寄せ、広く社会に貢献することをめざす学生」に基づき、以下の通り、各専攻の入学者受け入れの方針を定めている。

国際人間学専攻
1. 日本と日本文化に強い関心を持ち意欲をもって学習できる。 2. 異なる言語や文化背景を持つ者とのコミュニケーションに積極的に取り組める。 3. 自主的な学習と自律的な生活が出来る。 4. 母国と母国の文化に誇りを持ち、日本と母国の架け橋となることを願う。
こども教育専攻
1. 保育・教育に興味・関心があり、これらを学ぶ意欲と向上心を有する学生。 2. 地域や社会の一員として、貢献しようとする意識を有する学生。 3. 良心に従い、温かい思いやりと心を持ち、他人との円滑な交流を好んでできる学生。 4. 目標に向けて努力する学生。
看護学専攻
1. 人々の健康を支えるという側面から問題意識を持ち、看護の実践に取り組む高い志を持つ学生。 2. 相手を思いやり、周囲と協力していく姿勢を持つ学生。

3. 物事に対し、確かな考えや意見を持つ学生。
4. 柔軟な発想と論理的思考力の基礎となる学力を有する学生。
リハビリテーション学専攻
1. セラピストの仕事に魅力を感じる学生。
2. 人を思いやり、相手の立場に立って物事を考えることのできる学生。
3. 人とのコミュニケーションが好きで、仲間と協力し合うことのできる学生。
4. 自己を律することができ、根気よく努力できる学生。

各専攻が「社会の要請に応え得る人材を育成する」という方針で教育を行い、それぞれのディプロマ・ポリシーに適う人材を社会に送り出すために、各専攻の受け入れ方針では、それぞれの専門分野を学ぶ意欲を明示している。さらに各専攻が求める基本的な姿勢及び心構えは、それぞれの学習成果と具体的に関連付いている。

各専攻のアドミッション・ポリシーは、白鳳短期大学の Web 出願ガイドブック、ウェブサイト「入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）」に掲載している。オープンキャンパスでは、各専攻の教員が入試説明や個別相談の場において説明し、入学志願者に明確に示している。

入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握、評価を明確に示しており、本学で学ぶための意識と意欲、専門職として問われる人間的資質を求めるものとなっている。高等学校等での教育課程に基づいた基礎的な学力も重要ではあるが、人間力を重視する本学の姿勢が現れた方針となっている。

入学者受け入れの方針に対応して、本学ではさまざまな方法によって入学者の選抜を行っている。こども教育専攻・看護学専攻・リハビリテーション学専攻に共通する制度として、学校推薦型選抜（指定校制推薦入試、公募制推薦入試）、特別選抜（社会人等特別入試）および一般選抜（一般入試）の制度を設けている。高大接続の観点より、指定校推薦入試では高等学校での活動に重点を置いた観点で資質を評価・判断し、面接試験との併用で人間力を問う試験を実施している。公募制推薦入試では基礎教養試験で基礎的な学力のみを問い、面接試験との併用で総合的な人間力を問うている。一般入試では基礎教養試験に比べやや出題難度を上げた基礎学力試験を実施し、やはり面接試験との併用で人間力を問う試験を実施している。こども教育専攻とリハビリテーション学専攻は総合型選抜（AO 入試、特技推薦入試）も導入している。AO 入試は本学への入学意欲と保育職やリハビリテーション専門職に対する意欲に重点を置いた入試であり、他の入試方法とは異なった個性を持つ学生を確保する役割を担っている。オープンキャンパス等での模擬講義に関する体験レポート、面接、書類審査の内容を用いて総合的に可否を判断している。特技推薦入試は高校入学時から活動終了（引退）まで継続して部活動等に参加し、その活動によって身につけた持続力や忍耐力、コミュニケーション能力、さらに本学への入学意欲、学業に取り組む姿勢などに重点を置いた入試であり、活動記録、面接、書類審査を用いて可否を判断している。

授業料、その他入学に必要な経費については、Web 出願ガイドブック、及びウェブサイトに掲載している。

アドミッション・オフィス等については、同学園グループである大和大学と合同の事務

組織であり、入試広報部職員がその任を担い、学生募集業務と入試実施運営業務を行っている。学生募集業務には、オープンキャンパス運営、高校訪問、出張授業、進路ガイダンス対応、本学施設見学（高校生、高校教員、保護者等対象）、広報用印刷物製作、出願ガイドブックや学校案内の製作、志願者データ分析等がある。また、入学試験業務としては、入試の実施、入試会場の運営、入試判定、合否通知対応等がある。毎月の入試広報委員会では、これらの業務について詳細な内容までコンセンサスを取りながら教職協働で運営・対応に当たっている。

受験の問い合わせなどに対しては、入試広報部職員を中心に対面ならびに電話やメールにて適切に対応している。

入学者受入れの方針は高等学校関係者の意見を聴取し、定期的に点検している。入試広報部職員及び専任教員が高等学校を訪問した際に知り得た情報や要望等は蓄積し、情報の共有のために活用している。また、高等学校の進路指導責任者の先生方を招いた教員対象説明会において意見交換を行い取り入れている（コロナ禍により令和2(2020)年度中止）。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習の成果は、本学が掲げる教育目標（「豊かな人間性」「グローバルな視野」「高いコミュニケーション能力」「高度な専門的知識」）に基づいており、専攻別に具体的な学習成果を定めている。

白鳳短期大学
本学では各専攻の教育課程における学習成果について以下の4つの観点で定めている。 1. 学習者が獲得すべき知識、スキル、態度であるか。 2. 具体性があるか。 3. 一定の期間内で達成可能であるか。 4. 学習者にとって意味のある内容であり、測定や評価が可能であるか。
国際人間学専攻
1. 社会で通用するレベルの日本語力を身につける。 2. 将来、日本や母国で活躍するために異文化について深く理解する。 3. 他者理解に努め、高いコミュニケーション能力を獲得する。 4. 公共心を養い、社会貢献への意識を持つ。
こども教育専攻
1. こどもの成長・発達に関し、深い知識があり、一人ひとりの子供たちに必要な、又、集団として成長するために必要な援助を行う方法や手段について教材等で研究し、実践

に生かすことができる。 2. 保育に関する知識や技術をもとに起りうるさまざまな状況に対し、臨機応変に、また創意工夫をしながら対応することができ、環境を整えることができる。 3. 他者と連携し、協力し合いながら活動することができる。 4. 奉仕精神を持ち、自ら活動に参加することができる。
看護学専攻
1. 人間愛と他者尊重の精神で自己抑制ができる。 2. グローバルな視野を獲得し、多様な価値観や個性を認めることができる。 3. 他者とのコミュニケーションやリーダーシップ、社会貢献に対する十分な認識を獲得できている。 4. 確実な専門的知識と技術が身についているか。また、それに基づいた論理的思考ができる。
リハビリテーション学専攻
1. 人間に対する深い思いやりを持っている。 2. 周囲や環境に対する気配りをすることができる。 3. チームの一員として患者の治療にあたる協調性がある。 4. 理学療法・作業療法の専門家として高度な知識・技術を身につけている。

これらの学習成果は教育課程に即したものであり、達成可能であり、また、教育課程で定められた期間内で獲得可能である。実際に、多くの学生が目標を達成し、目指す資格や免許を手にしたうえで、卒業を迎えている。また、検定試験目標等級への合格や各授業の成績、人間力を確認する評価シートによって学習成果は測定可能である。

これらの学習成果は専門職としてその役割を果たすための資格や免許として必要となる実質的価値を有するものである。

本学では、適切な学習成果・教育の成果を得られているかを検証したうえで、教育課程・授業計画・教育方法等の改善に生かしている。教員は、学生による授業アンケートのほか、教員間での研究授業等による相互学習や FD 活動の一環としての研修等を活用して授業改善等を行い、学生が適切な学習成果を得られるよう努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7 の現状＞

GPA 数値は学習指導のツールとしており、卒業時表彰者の決定、専攻科内部進学、大和大学への編入、就職の学校推薦などにも活用している。

国際人間学専攻では、学習成果の 1 と 2 は、専門科目の講義を通じての獲得を期待する。3 と 4 についてはボランティア活動や各種交流活動を通じての獲得を期待する。また、1 については、日本語能力試験への合格を通じて、学習成果の測定が可能である。

こども教育専攻では、学習成果の 1 と 2 は保育内容等の講義全般や模擬保育、3 と 4 は卒業研究の活動や実習を通じて総合的に獲得されるものであり、講義や演習などに臨む授業態度（協調性や主体性）として評価している。上記を達成するための基礎となる教養と社会性を身に付けるために、英語検定、漢字検定と秘書検定の受検を奨励している。これらの取り組みの学習成果は、成績評価、目標級への合格、資格取得率（幼稚園教諭 2 種、小学校教諭 2 種、保育士）によって測定される。

看護学専攻では、学習成果の 1、2 と 3 に関して、実習やボランティア活動において学内外の指導者により評価を受ける。学習成果の 4 に関しては看護師国家試験を目指し、①筆記、レポート、実技等により行う定期試験、②①に定める以外の教場試験等にて評価を行い、最終的には看護師国家試験の合格率にても測定している。

リハビリテーション学専攻では、学習成果の 1、2 と 3 に関して、実習やボランティア活動において学内外の指導者により評価を受ける。学習成果の 4 に関しては理学療法士国家試験・作業療法士国家試験を目指し、①筆記、レポート、実技等により行う定期試験、②①に定める以外の教場試験等にて評価を行い、最終的には理学療法士国家試験・作業療法士国家試験の合格率にても測定している。

学生調査は、学生による授業アンケートを実施しており、専攻ごとに結果を分析して活用している。なお、授業アンケート結果については、学内の掲示板にて学生に周知している。また、科目担当教員が自己評価及び前年度の改善策を踏まえて授業アンケートの分析と改善点を実施し、翌年度の授業の改善につなげる PDCA サイクルを循環させている。

教員相互の研究授業は全専任教員を対象に実施している。研究授業報告書を受け取った科目担当者は、参観者のアドバイスを参考にして、授業の改善策を検討し、次年度の授業に活かしている（令和 2（2020）年度はコロナ禍のため中止）。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

本学が教育の目的とするのは「社会の要請に応えうる人材の育成」であり、この目的を達成するために学位授与の方針や教育課程の編成・実施の方針を定めている。したがって、本学の教育課程をすべて修めた卒業生が、「社会の要請に応えうる人材」となっているかどうかは、本学の教育の本旨にかかわる問題であり、これを常に検証し、必要に応じて、教育内容の改革改善を図らねばならない。そのような意味で、卒業後、卒業生が就職先にお

いてどのような評価をいただいているか、本学の教育の成果が本当に社会の要請にかなうものであるのかは、非常に重大な問題であり、教育の改革と改善のために各専攻とも重視するところである。

それぞれの専攻において、実習依頼や実習状況の確認も兼ねて就職先を訪問した際に様子を伺い、卒業生に対する評価と本学の教育に対する要望を聞き取り調査している。聴取した内容は、専攻で共有し、分析した内容を大学協議会で報告する。分析した結果はあらためて、改革改善事項として大学協議会で報告され、次年度の教育目標の修正や、教育活動の改善に用いられる。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させて

いる。

- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

ディプロマ・ポリシーに対応した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。この成績評価基準はシラバスの「達成度基準等、成績評価方法」欄に割合を明示することによって学生に周知している。

各科目の達成目標についてもシラバスに明示しており、教員は担当科目ごとにその達成状況を適切に把握している。学習成績の評価の基準は、学生便覧【Ⅰ 授業と履修】に定められており、統一ルールに則って評価する仕組みを構築している。

学生による授業評価として、授業アンケートを実施している。アンケートの結果については、科目担当教員が自己評価及び前年度の改善策を踏まえて授業アンケートの分析を行い、改善案を作成している。

教員は専攻会議及び課程内会議を通して、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。また、各授業における学生の取り組みや現状などについても共有している。

教員は、教育目的・目標に基づいた達成指標に従って、科目における到達目標を定め「授業の到達目標」としてシラバスに記載している。到達目標の達成度は、評価観点に基づいて評価している。

履修指導については、春学期最初のオリエンテーションで行い、卒業に至る指導については、国際人間学専攻とこども教育専攻では 2 年春、看護学専攻とリハビリテーション学専攻は 3 年春にそれぞれ行っている。また、1 年次春学期のオリエンテーションの中で必修科目と選択科目の違い、基礎科目、専門科目への理解、講義、実習などの授業形態や単位制度、GPA 制度について指導を行っている。

学生の学習成果の獲得をサポートする事務全般については、教務部が担っている。教務部職員は成績管理、教育課程編成、時間割編成、シラバス編集、教務関係規程の整備、定期試験の実施運営、教務委員会（教務事項を所掌する専門委員会）の運営、教務システムの運用及び学生による教員評価等の業務を通じて、本学の学習成果を認識し、教育目的・目標の達成状況を把握している。

教務部の業務は、各専攻の教育活動を日常的に支える基盤となっており、学生の学習成果獲得に大きく貢献している。また教務部には、各専攻の教員も在籍していることから、常時履修相談に対応できる環境を整えている。履修に関連するソフトウェアや授業で使用するハードウェアの管理及び利用支援を行う。新入生オリエンテーションでの指導、履修要項やシラバスの編集及び学生の卒業判定に係る事務を通じて、学生の卒業に向けた修学全般を支援している。

障がい等の学生については、各専攻、教務部、学生部・事業部、事務部、健康管理委員会等の学内各部署で連携しながら、障がい等の学生の修学を支援している。

学生の成績記録の保管については、教務部が教務部長の責任の下、適切に行なっている。当該記録は永久保存することとなっており、具体的には教務システムと接続する学校法人と提携する管理会社のクラウドサーバ内に電子データの形で保管している。

図書館の事務職員は、新入生オリエンテーションの際に全ての新入生に対し、図書館の利用方法や蔵書検索方法を指導し、図書館を利用した学習活動の推進に努めている。また、図書館を学生の学習向上のために利用するよう、「白鳳短期大学図書館に関する規程」が定められており、図書等の資料の閲覧と貸出の他、利用者が求める情報について、図書館職員が直接援助するレファレンスサービスやコピーサービスなど、学生の学習の便宜を図るための援助を行っている。

図書館の開館時間は、授業実施期間中の平日は午前 8 時から午後 7 時までとしている。また、館内蔵書検索サービス (OPAC) を導入し容易に蔵書検索を行うことができるほか、返却ボックスの設置など、学生は簡便な手続きでサービスを受けるように努めている。

図書館には、学生が開館時間内に自由に使えるパソコンとプリンターを備え、学生の研究や調査、学習に利用されている。また、PC 教室内のパソコンは、情報部主任に申請の上で学生も授業時間外であっても利用することができる。また、この利用を促進するために、「パソコン教室利用規程」が定められ、学生便覧に掲載されている。

教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。学生は、レポート作成や研究活動のためにパソコンを利用し、教員がパワーポイントなどのソフトを使用した授業を行うなど、コンピュータを授業に活用する機会が多い。また、時間割作成や履修登録、成績管理などを行う教務システムや、各種の事務処理のためのシステムを通じて学校運営にも活用している。

教職員は、「パソコン教室利用規程」に基づき、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。

教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、主に日常の業務を通じてコンピュータ利用技術の向上を図っている。多くの教員がパソコンを利用して授業を行っており、全ての専任教職員に大学からパソコンが貸与されている。学内の連絡は学内 LAN により、主にグループウェア MILIM を利用して行われている。各種の規定や議事録、各種の資料はパソコンを用いて自由に閲覧できるようになっている。コンピュータ利用における技術的支援は情報部職員により、個別の求めに応じて行われている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

本学への入学が決まった者を対象として、例年 2 月に入学オリエンテーションを実施している。そこでは、専攻長から建学の精神や本学の教育理念について講話があるだけでなく、専攻ごとに目指す専門職に求められる資質・能力について、学位授与の方針に基づいて説明があり、入学後の学習の動機づけとなるよう配慮している。また、入学後は全ての専攻において 3 日間の新生オリエンテーション期間が設けられ、学則をはじめとした学生生活上のルールや心得に併せ、学習の方法やカリキュラム及び科目選択について、教育課程の編成・実施の方針に基づいて編集されたカリキュラムマップに従ってガイダンスを行っている。また、履修登録までの 1 週間を科目ごとにシラバスに従って学習の方法や到達目標、必要となる学習の準備について説明する期間としており、一人ひとりの学生が学習の目的・目標を理解しながら、意欲を持って学習成果を上げることができるよう工夫をしている。また、その理解が進むよう、学生便覧に各専攻の教育の目的を示し、カリキュラム及び、免許取得や国家試験受験資格の取得に向けて必要となる学習成果に関して掲載している。また、専攻ごとに日々の学習に求められる姿勢や学習準備と学習成果について資料を作成して説明に充てている。さらに、入学後は担任が、一人ひとりと面談を行い、学生生活や学習活動に関する不安を払拭し、意欲を持って学習に専念できるよう指導を行っている。

学習が進むにつれ、いずれの専攻においても、基礎学力が不足している、あるいは学習成果が思うように得られない学生に対し、補習授業を行っている。こども教育専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻では免許・資格に関する科目に関しては小テストを実施し、理解不足と思われる学生に対しては補習あるいは自己学習のうえで再テストを行い、一定の水準以上の理解が得られたと認められるまで、それを繰り返す。また、「学習状況報告書」から判断される日常の学習状況や小テストなどの確認テストの結果を総合的に判断し、十分な学習習慣がついていないと判断した場合には、授業終了後も居残り学習を指示し、適切な学習計画と学習習慣が身に着くよう指導を行う。また、その指導の中で、担任は学習上の悩みについても耳を傾け、必要なアドバイスをすることで学習へのモチベーションが低下しないよう、留意している。国際人間学専攻では、主として日本語能力の獲得のために小テストを頻繁に実施し、他専攻と同様に基礎学力が不足する学生に対し補習を行い、状況に応じた課題を設定して学力向上に努めている。また、学習上、学生生活上の悩みに関する相談には一人ひとりの学生に対し、他専攻以上の時間を割いて対応している。

反対に学習進度の速い学生、優秀な学生に対しては、他の学生に一步先んじた学習に取り組むよう促している。こども教育専攻では、1年次には漢字検定3級を、2年次には秘書検定2級を全員が取得することを学習成果としているが、学習進度の速い学生、優秀な学生には、さらに上級を、また1年生には希望によって文章検定の級も受験するように促し、基礎学力のさらなる向上を目指すよう指導している。看護学専攻とリハビリテーション学専攻では卒業後の専攻科進学を含めた進路の検討を促し、現在の学習成果に満足せず、さらに自分自身の進路に向け、学習に意欲を持って取り組めるよう留意している。国際人間学専攻では日本語に関する授業を日本語力に応じて3段階に分けて実施しており、優秀な学生に関してはさらに上級のクラスでの学習を促している。特に優秀な学生は日本語教師養成のための科目を選択し、日本語力を一層高めるよう指導している。

本学には優秀学生を表彰する資格取得報奨制度がある。在籍中に所定の資格もしくは進路に関係する試験において、学習意欲を高めることを目的として奨励金を授与している。

なお、本学では通信課程を設置していない。

留学生の受け入れは、主に国際人間学専攻で行っている。また、米国ユタ州への海外研修を例年3月中旬に行っている（コロナ禍により令和2（2020）年度中止）。海外研修は幼児教育、看護、リハビリテーションのそれぞれの専門分野において日本とは異なる海外での事情や考え方、方法について学び、広く国際的視野を獲得することを目的としている。

本学の学習成果については、資格取得率、国家試験合格率、就職先への聴取等を確認し、それらの量的・質的データに基づき、本学（教授会、教務委員会学生指導委員会）は適切な学習成果を得られているかを検証したうえで、教育課程・授業計画・教育方法の改善に生かしている。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整

えている。

(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援について、担任がまずは相談と指導の窓口としての役割を担っている。担任は年に2回、前期と後期の学期初めに一人ひとりの学生と面談の機会を持ち、学習や生活の状況について、確認と指導を行うが、その他にも本人の様子を見ながら声をかけ、面談する場合や学生から相談の申込みがあり面談する場合があり、相談の内容によっては、専攻長、主任、学生部長と協議しながら指導を進めていく。

学生の生活支援のための教職員組織としては学生部が主としてその役割を担っている。学生部は学生生活に関する指導と相談及び、クラブ活動、学園行事を所管しており、学友会に対する指導・助言にもあたっている。また、学生の指導に関する組織として、学生指導委員会がある。学生指導委員会は学生の問題行動に対する指導、学習上や精神的な悩みを抱えた学生の指導、学費の滞納が続く学生への指導などの学生の指導方針について協議し、学内のコンセンサスを得るための機関であり、学長を議長として、副学長、学生部・事業部長、教務部長、事務局長および各専攻長を委員としている。

クラブ活動は「部・サークル活動規約」によって部として承認されたものが3団体、サークルとして承認されたものが3団体活動している。部・サークルはその代表者が部活動委員会を組織し、部員の登録や、活動場所・活動日の調整を行うほか、短期大学に対する要望をまとめ、委員会にオブザーバー参加している学生部長を通じて、願い出るなどの活動をしている。

学生が学内で取り組む主なイベントには、七夕祭、白鳳祭（学園祭）、クリスマスコンサート等があり、学生部・事業部を中心に支援している。学園祭である白鳳祭には「白鳳祭実行委員会」が学友会の外郭団体として組織される。白鳳祭実行委員会は毎年4月に学友会によって委員が募集され、自主的に集まった委員から委員長と副委員長が選任され、学生部・事業部長を顧問として組織される。白鳳祭実行委員会は毎年10月に実施する白鳳祭の企画・運営を担っている。学友会は学生自治の中心組織として、委員を各専攻及び専攻科のすべての学級から1名が代表として選任され、学生に対するマナー啓発運動やボランティア活動の呼び掛け、白鳳祭への協力を活動として行っている（コロナ禍により令和2（2020）年度中止）。

本学は学生食堂を整備していないため、昼食時に利用できるコンビニエンスストア、パン販売を校内に設けている。食堂の1階は170席をあり、昼食時の利用はもちろん、学生が自由に歓談するための場として重要な役割を果たしている。晴天時には、屋外に設置しているベンチなども利用することができる。また、食堂内に飲料の自動販売機2基とパン・菓子などの自動販売機3基、それに校舎内に飲料の自動販売機2基を設置している。なお、コピー機1台を設置しており、学生の学習活動の一助としている。

宿舎が必要な学生については、オープンキャンパスやウェブサイトで提携の学生寮を紹介し、体験入寮や見学など、少しでも安心した学生生活を送れるよう支援を行っている。

本学は JR・近鉄王寺駅から徒歩 15 分、近鉄大輪田駅から徒歩 15 分、王寺駅から 10 分から 15 分間隔で発車している奈良交通の路線バスで 5 分という交通至便な地にあるため、ほとんどの学生が公共の交通機関を使って通学している。自転車、バイクを使つての通学者もあり、駐輪場も設置している。なお、学生の自動車通学は禁止しているため、学生用の駐車場は設けていない。

奨学金を希望する学生に対して、日本学生支援機構の奨学金のほか、民間の学資ローン（公益財団法人西村奨学財団、公益財団法人交通遺児育英会、一般財団法人あしなが育英会）を紹介している。また、少しでも経済的な負担を軽減するため、授業料の納入を年 4 回に設定している。なお、経済的な事由により就学が困難な学生に対しては、学納金の納付期限の延期や減免の措置を設けている。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングは、担任が主体となつて行う。担任は、原則として学生との面談を 4 月と 10 月の年 2 回実施しており、学生の学習上の悩みや、生活上の悩み、経済的な問題に至るまで相談に乗る体制を整えている。なお、面談の時期と回数は専攻、学年によって実習等の事情により、変更されることがあり、学生の様子から必要ありと判断して臨時で実施することもある。また、担任が把握した悩みを持つ学生の情報は、それが不登校や退学の希望、あるいは問題行動につながる恐れがあると判断された場合には、前述の学生指導委員会で指導方法について協議され、情報の共有がなされる。

学生生活に関して、学生アンケート（学生生活アンケートと学生マナーアンケート）を実施している。学生生活アンケートは学生の学習状況や通学時間・睡眠時間・アルバイトの状況などの生活状況を調査するもので、学校に対する要望事項も調査項目に入れている。学生マナーアンケートは学生として行うべきマナーの状況を自分自身や周囲の学生ができているかを自己点検するためのアンケートで、学生に対する啓発的な意味合いが強い。この 2 つのアンケートは実施後、集計・分析され、大学協議会及び教授会において報告される。特に、学生生活アンケートの回答内容に対して、集計・分析した結果を大学協議会で検討し、改善が必要という結論が出た場合には速やかに改善されている。また、学友会や白鳳祭実行委員会では学生部事業部長が顧問として、幹部学生と随時話し合いの機会を設け、要望について大学協議会や教授会で検討している。

留学生の学習及び生活を支援する体制を整えている。国際人間学専攻では、留学生相互の交流だけでなく、日本人との交流の機会を重視している。日本人学生が多く学ぶ本学の環境は、日本人との交流を促進する場である。本学では、留学生が日本人学生と交流する機会として、白鳳祭（学園祭）、クラブ活動、学友会、白鳳祭実行委員会などで日本人学生と共同で活動する場を設けている。また、学友会が主催する多くのイベントは日本人学生・留学生の区別なく参加が可能であり、地域ボランティアにも日本人学生と留学生が共同して参加しているケースがある。授業においても、平成 26 年度に履修規程を変更し、留学生が他専攻の授業を履修することができるようにした。また、生活の支援には国際人間学の専任教員が担当している。教員は留学生が日本での生活に習熟するための指導や、入国管理法などの法令および学則などの学内規則に対する順守状況の確認、経済事情も含めた生活相談を行い、留学生が本学での学習を学位授与の方針に沿って進められるよう、支援を行っている。これ以外にも、1 年生入学時に全員に生活支援金 100,000 円を支給するほか、

成績優秀な留学生に対し、白鳳奨学金として月 10,000 円を支給している。

本学では、こども教育専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻において社会人入試を行っており、専攻による違いはあるが社会人学生が入学している。社会人学生に対して特別の支援は行っていないが、特に年齢の高い入学者は学習で躓くことも多く、学習理解の状態は常に担任が留意し、若い学生よりも早い段階から学習フォローに入るよう留意している。また、専攻科リハビリテーション学専攻言語聴覚学課程に入学してくる社会人学生には、専門実践教育訓練給付金を紹介し経済的な負担を軽減しながら勉学に集中できるよう支援している。

本学は、校地と校舎に係る障がい者への対応については、本館 2 階と 4 階及び体育館に障がい者用トイレを設置し、エレベーターは障がい者対応の設備となっている。

本学では、令和 2 年 4 月時点で長期履修制度を設けていない。

本学では、「社会貢献」を学位授与の方針の一つとして定め、学生の地域貢献活動やボランティア活動を積極的に支援し、評価している。国際人間学専攻では、国際交流や地域貢献のための活動やボランティア活動の情報を留学生に提供している。定期的な活動としては地元王寺町の「国際交流セミナー」「チャレンジ健康教室」へ参加する他、各種 NPO 法人をはじめとした諸団体の依頼によるボランティア活動に積極的に参加している。留学生が実施した活動については学生の報告により評価し、科目「ボランティア実習（Ⅰ）・ボランティア実習（Ⅱ）」において成績評価としている。こども教育専攻では、地元王寺町の母子支援活動や地域交流行事に学生が積極的に参加している。母子支援活動は必修単位である「保育教職実践演習」の実践活動の一部として全員が参加し、成績評価の対象としている他、多くの保育園・幼稚園にボランティアとして、劇や人形劇、紙芝居、読み聞かせなどの実践を行い、卒業研究のための実践活動の一部として評価対象にしている。看護学専攻では、看護師が備えるべき資質として奉仕の精神が強く求められることから、実習関連施設や周辺地域の介護老人保健施設や在宅介護施設、精神障害者社会復帰施設等が入所者を対象に行う夏祭りなどの行事に学生がボランティア参加している。また、リハビリテーション学専攻も同様に、理学療法士・作業療法士はその職業として奉仕の精神は必須の資質であることからボランティア活動には積極的に参加しており、奈良市で行われている奈良マラソンでは、参加者が故障した際のケアを行うことでボランティア参加している他、近隣高等学校の要請で運動部員に対してパフォーマンスを向上させるための身体のケアの方法を教える取り組みをしている。さらに、介護老人保健施設や児童福祉施設でのイベントにも積極的に参加している（社会貢献活動はコロナ禍により令和 2（2020）年度一部中止）。

なお、学友会では外部から呼びかけがあったボランティア活動に対する参加者の募集を行っている他、王寺町で実施を呼び掛けている地域清掃活動には毎月、参加者を募って参加している。また、学友会役員を中心に、学内の清掃活動もボランティアとして行っている（学友会活動はコロナ禍により令和 2（2020）年度中止）。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

本学では、学生の学習、生活、進路など、学生への指導は担任を中心とした専攻での指導に重きを置いている。指導上注意すべき学生は、学習状況と生活状況、経済状況が密接に関連していることが多い。学生の状況を総合的に把握し、日頃から指導に当たっている担任が最も良く学生のことを理解していることから、学生に関する情報は全て担任が集約的に把握し、指導に当たることを原則としている。さらに、専門職に関する就職は実習先との関連から、専攻の教員を通じて求人情報が集まることが多く、就職先についてのアドバイスも専門職でなければわからないことが多い。また、留学生の就職先は専門職ではないが、4年制大学へ編入する者や、帰国して就職する学生も多く、日本国内で就職する場合は就労ビザを取得する都合から就職できる業種・企業に制約があり、国際人間学専攻の教員でなければ事情が分からないことが多い。以上のことから、担任を中心とした専攻ごとに進路支援を行っている。

専攻によって、免許・資格の取れる職種が限られているため、資格取得、就職試験対策は、各専攻で行っている。こども教育専攻では、保育士資格と幼稚園教諭2種免許の取得を全員に課している。また、希望する学生は小学校教諭2種免許を取得することができる。公立の保育園・幼稚園・認定こども園への就職を目指す学生と、各地方公共団体の小学校教員採用試験を目指す学生には、「教員採用試験対策」を教育課程外の授業として実施している。この対策は、教職教養科目を中心に、講義だけでなく单元ごとの確認テストや模擬試験も実施し、理解度を確認しながら実施している。専門科目については、専用テキストを購入し、専攻で定めた学習計画に則って学習を進め、その進捗状況は担任及び専攻の教員採用試験担当教員が計画表によって確認している。看護学専攻は担任を中心に、専攻内の教員とも協力しながら、求人票の公開、エントリーシートの添削、模擬面接、マナー指導、お礼状の書き方など、具体的な支援活動を行っている。看護師の免許取得に向けた国家試験対策は、担任を中心に実施している。学生が提出する「学習状況報告書」を担任が確認し、計画通り進んでいない場合、面談にて指導を行っている。また、理解度についても小テスト、模擬試験で確認し、理解度に不足がある場合には、学習方法を確認し、理解度の向上を図れるよう指導を行っている。リハビリテーション学専攻では担任と就職担当の教員を中心に、求人票の公開、履歴書の添削、模擬面接など、具体的な支援活動を行っている。理学療法士作業療法士の免許取得に向けた国家試験対策は、担任を中心に実施しているが、学生の進捗状況を更に確認・指導するためにチューターを設置し対策を強化している。1人のチューターが約5～7人の学生の指導を担当している。学生が提出する「学習状況報告書」を担任、チューターが確認し、計画通り進んでいない場合、指導を行い、状況が改善されない場合は居残り学習などの指導を行っている。また、理解度についても小テスト、模擬試験で確認し、理解度に不足がある場合には、学生を指名して補講・確認

テストを繰り返し行い、理解度の向上を図っている。国際人間学専攻では日本国内での就職には、日本語能力試験の等級が指定されている場合が多いため、日本語能力試験の N1 または N2 が取得できるよう、レベル別の授業を行い、語彙・読解・聴解別の小テストや日本語能力試験模擬試験を行い、目指す等級への合格が困難と思われる場合には補講や課題によって実力をつけるよう指導している。また、4 年制大学への編入試験を目指す学生に対しても論文試験や、英語の試験、面接試験への対策を専攻の専任教員が行っている。

卒業時の就職状況についても専攻で把握し、分析・検討を行っている。筆記試験や面接試験の内容は、学生に報告書を提出させ、教員側でも傾向を掴み、次年度に向けた対策に活用している。就職希望者に対する就職率は本学開設以来 100% の状況を保っており、こども教育専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻においては卒業生数に対して求人数は大幅に上回っている。国際人間学専攻においても日本国内での就職率は希望者に対して 100% ではあるが、留学生は自分の希望する就職先への就職が困難な場合は、進路希望を 4 年制大学への編入や専門学校への進学、母国へ帰国しての就職に切り替える傾向があり、もともと希望していた進路を確保できるよう支援している。

進学希望者についても、専攻によって実情が異なり、専攻ごとに対応している。国際人間学専攻では前述の通り、4 年制大学の編入を中心に希望者がおり、論文、英語、面接の指導を行っている。こども教育専攻でも、小学校 1 種免許の取得を目指して、例年数名の学生が教員養成課程を有する 4 年制大学への編入を希望している。専攻では、編入試験の情報を希望者に伝え、論文、面接を中心に指導をしている。また、平成 28 年度からは系列の大和大学教育学部への編入学試験も開始された。看護学専攻では進学の希望は本学専攻科（専攻科地域看護学専攻・助産学専攻・リハビリテーション学専攻言語聴覚学課程）への進学に概ね限られる。3 年次の 6 月に内部進学の志願者登録し、推薦基準をもとに総合的に審査する。リハビリテーション学専攻の進学も、本学専攻科（専攻科リハビリテーション学専攻言語聴覚学課程・理学療法学課程・作業療法学課程）に概ね限られる。これも看護学専攻と同様で 3 年次の 6 月に内部進学の志願者登録し、推薦基準をもとに総合的に審査する。模擬面接などの進学支援を担当および就職担当の教員にて実施している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

コロナ禍において、感染予防の観点からオンラインでの授業が多くなり登校日数の減少、加えて社会活動や学内イベントを中止せざるえない状況が生じている。本学では、可能な限り対面授業が実施できるよう、万全の感染対策（食事の際に使用するパーテーションを学生個人個人に配布など）を講じ、メンタル面やフィジカル面に影響が出ないよう学生支援を実施している。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の教員組織は、国際人間学、こども教育、看護学、リハビリテーション学の4つの専攻とも、それぞれの教育課程編成・実施の方針に基づいて、専攻独自の専門性を生かせるように編成されている。

また、短期大学設置基準その他関係法令に定める専任教員数・教授数を充足している。このことについて、下表に示す通りである。

専任教員数・教授数

(令和2年5月1日現在)

総合人間学科 専攻名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全体 の入学定員に 応じて定める 専任教員数 〔ロ〕	設置基準 で定める教授数
	教授	准教授	講師	助教	計			
国際人間学専攻	2	1	2		5	5		2
こども教育専攻	4	6	2		12	8		3
看護学専攻	3	2	3	6	14	10		3
リハビリテーション学専攻	4	2	6		12	10		3
(小計)	13	11	13	6	43	33		11
専攻科	1	1	1		3			

白鳳短期大学

地域看護学専攻								
専攻科 助産学専攻			2		2			
専攻科 リハビリテーション学専攻		1	2		3			
短期大学全体の 入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							5	2
(合計)	14	13	18	6	51		38	13

専任教員の職位は、教員の個人調書に明記された真正な学位、教育実績、研究実績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。また、「学校法人西大和学園組織規程」によって教授、准教授、講師、助教を設け、教育・研究の実績等により、専攻ごとにその適正数を任命している。

また、各専攻には専攻長を置き、教員の教育・研究活動を統括する教員組織を編成している。さらに、各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて、専門性に秀でた教育研究業績を有する専任教員と非常勤教員とを適切に配置している。

非常勤教員の採用は、「白鳳短期大学教員新任昇任選考規程」が準用されており、資格基準は短期大学設置基準に準拠している。

なお、補助教員という職位は設けていないが、専攻により、その教育課程の実現のために実習補助の委託教員を配置し、補助教員に相当する役割を担わせている。

教員の採用、昇任は、「白鳳短期大学就業規則」や「白鳳短期大学教員新任昇任選考規程」などに基づき、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等を厳正に審査して行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、担当科目の授業を中心とした教育活動を行っている。さらに、その成果は本学研究紀要や学会誌に投稿され、学会等で発表されることで研究活動に有機的に結びついている。

専任教員個々人の研究活動の状況は、毎年発行される「白鳳短期大学研究紀要」において公開されている。

科学研究費助成事業など外部研究費の獲得については、学長が大学協議会等において、科学研究費助成事業（科研費）の積極的申請を促すなど、申請・獲得に向けて取り組んでいる。平成 29（2015）年度の科学研究費補助金申請で、他研究機関との共同研究で 1 件おこなわれており、補助事業期間延長により令和 3 年度も継続している。また、令和元（2019）年度には 3 件採択となった。

また、「白鳳短期大学研究紀要投稿規程（執筆要項）」を定め、研究紀要編集委員会から、研究論文の積極的な投稿を毎年呼びかけている。学外の実践記録、学会誌への投稿および発表、また各種学会での口頭発表等を中心に成果をあげている。

専任教員の研究活動に関して、学外の民間等の研究機関と共同して研究を行ったり、あるいは学外の民間等の研究機関からの委託を受けて研究を行ったりした実績はこれまでにない。しかしながら、今後これらの研究を行う場合に備え、その活動を規定するものとして「白鳳短期大学共同研究取扱規程」や「白鳳短期大学受託研究取扱規程」を整備している。また、学内における教員の研究活動に付随するものとして「白鳳短期大学研究倫理委員会規程」を定め、年に 1 回研究倫理に関する研修の機会を設けている。さらに、研究活動の中で不正行為を未然に防ぐため、「白鳳短期大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」を整備し、この目的や内容についてすべての教員に周知した。またあわせて、「白鳳短期大学における研究活動行動規範」も定め、これも全教員に周知徹底を図った。

専任教員の研究費については、「白鳳短期大学研究費規程」や「白鳳短期大学研究費規程細則」において、教育研究活動に必要な経費（調査・研究発表のための出張旅費を含む）として上限額を 20 万円と定め、個人研究費として支給している。なお、この研究費の取り扱いについては、「白鳳短期大学研究費規程細則」により研究費起案することとし、事務局で管理している。

専任教員の研究成果を発表する機会は、毎年発行する「白鳳短期大学研究紀要」への掲載や、専任教員がそれぞれ所属する学会における発表等により確保している。

専任教員一人につき一部屋の研究室を充当するのではなく、専任教員が一堂に集まる教員室を各専攻とも整備し、これを共同研究室としている。これにより教員同士で情報の共有や意見の交換が容易にできるようになり、さらに、教員相互の密な連携が生まれ、教育活動の充実に大きな効果をあげることに成功している。

共同研究室の設置は、教員の研究時間の確保にも有効に機能している。すなわち、学生に対応するオフィス・アワーの設定について、共同研究室内では教員間で調整が円滑にでき、学生に対応する時間と研究に充てる時間とを効率よく配分・管理できるようになっている。なお、研究や研修等を行う時間として、16 時 20 分から就業時刻までを確保している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等については「白鳳短期大学専任教員海外派遣に関する規程」を整備し、その海外派遣に係る経費については、先述の教育研究活動に必要な経費として扱っており、これに関する規程としては「白鳳短期大学研究費規程」や「白鳳短期大学研究費規程細則」を整備している。

FD 活動については、「白鳳短期大学自己点検・評価委員会規程」を整備し、「白鳳短期大学 FD・SD 規程」を設けており、規程に基づいて、主に専攻を主体とした FD 活動を適切に行っている。

FD 活動を円滑に行うため、規程に基づいて、教員が全員参加する教職員研修会を年に 1 回行っている。毎年さまざまな弁士による講演会を催し、講話後には教員同士で意見交換を行う場を設けた。それにより、教員一人ひとりが本学における教育の目的を再認識するとともに、その目的に適う学生を指導・育成しようとする教員の熱意を発揚することに成功した。FD 委員会の主導による FD 研修会は年に 1 回行われており、学習倫理や授業計画等をテーマにワークショップ形式で研修し、授業・教育方法の改善を図っている。

また、年間を通して授業を公開し、参観者は参観記録用紙を授業担当教員に提出して意見交換を図っている。研究授業は、全専攻で前期と後期に各 1 回実施し、事後に検討会を行い、授業の一層の向上と充実を図っている。研究授業の内容は研究紀要において発表されるものもある。

さらに、FD 活動の一つとして、全専攻で前期と後期に 1 回ずつ、「学生による授業評価アンケート」を平成 17 年度から実施しており、その結果は 15 項目の質問事項を項目ごとに図表化して、それぞれの科目担当教員に還元している。なお、アンケートの質問事項 15 項目および各段階の評価は以下に示す通りである。それぞれの項目について 5 段階で評価する形式である。

質問事項（15 項目）

- 1 教員の話し方は、はっきりしていて聞きやすい
- 2 教員の指示や問いかけは、はっきりしている
- 3 教員の板書や資料は見やすい
- 4 授業の進み方はシラバス通りである
- 5 授業の始めと終わりは守られている
- 6 授業の学習目標は毎回はっきり示されている
- 7 教員は学生自身に考えさせるように工夫している
- 8 教員は学生が質問・発言しやすいように配慮している
- 9 教員は学生の質問に適確に答えている
- 10 この授業は学習成果の獲得に役立つ授業である
- 11 自分はこの授業に熱心に取り組んでいる
- 12 自分は予習・復習をして授業に臨んでいる
- 13 自分は課題、提出物(レポート)の期限を守っている
- 14 自分は授業中まわりの友達と私語をしない
- 15 自分はわからない点はすぐ解決するように努めている

質問に対する評価（5 段階）

- 5 そう思う 4 ややそう思う 3 どちらとも言えない 2 あまりそう思わない

1 そう思わない

アンケート結果については各専攻で検討会を開くとともに、すべての教員に「アンケート結果の分析と改善点」についての報告書の提出を求めている。これは、授業の改善ならびに一層の向上と充実を企図するものである。これについては実際、前期の授業アンケートの結果をうけて、それを後期の授業の改善にうまく生かすことに成功した教員もいる。あるいは、学生の評価が思わしくない科目について、先にも触れた研究授業を行うことで、参観した教員同士が授業担当教員とその授業について様々な視点から忌憚のない意見を交わすことで、その向上・改善を図ることを試みている。このようにこのアンケートの取り組みは、教員が指導のあり方を研鑽するものとして、学生に対する教育活動の向上に十分寄与するものであり、今後も継続して実施する計画である。

専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。専任教員は「白鳳短期大学自己点検・評価委員会」や各種委員会の一員として他専攻教員や担当事務職員と連携し、学生の学習成果を向上させるための取り組みを行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学の事務組織は、事務局長を配置し、統括する体制を敷いている。事務局長の下に事務部、教務部、企画部、情報部、学生部、事業部を設置し、各部に部長として教育職員または事務職員を配置し、責任体制を明確化している。また、教育職員と事務職員とが一体となって業務を遂行することで、教育成果を高めることに結び付いている。教務部、学生部、各委員会には教育、事務の両職員から教職員を配置している。

専任事務職員のうち、学生募集を担当する入試広報室には長らく高校教員としての経験を積んだ部長・主任を配し、募集強化に取り組んでいる。

事務職員は、各部署においてOJTで専門的な知識を身につけるとともに、各種研修を行うことにより高度で幅広い知識を獲得することとしており、専門的な職能を習得している。また、図書館業務に従事する職員は、図書館司書資格を持ち、専門的能力を有している。

事務職員の能力が十分発揮できるよう学内での研修を実施している。また、入社暦の浅い職員に対し事務局長や教務部長を講師として、大学職員としての必要な知識を身につける目的で

独自の研修を実施している。

本学の運営に関する事務関係の諸規定は、人事、財務、教務、図書等多岐にわたっており、各部署において関連する規定等を整備し、迅速で正確な事務の遂行に努めている。

事務部署に事務室、情報機器、備品を整備している。専任職員には1人1台のパソコンと専用デスクを割り当て、学内専用グループウェアを通じて情報共有を図りながら業務を遂行している。学内ネットワークに集積されている機密性の高い情報資産を保護するため、不正アクセス防止のためのさまざまなハード面での対策を行うとともに、「白鳳短期大学情報セキュリティポリシーに関する基本方針」および「白鳳短期大学情報セキュリティ対策基準」を整備している。

防災対策については、短期大学本館事務室内に本学の各建物につながる非常放送設備を備えており、業者による定期的な設備点検と必要に応じたメンテナンスを実施している。

短期大学及び職務上の機密情報について「白鳳短期大学就業規則」の服務規律において明文化している。また、個人情報保護法を踏まえ、「白鳳短期大学個人情報保護規則」で、個人情報の管理を徹底している。

SD活動に関しては「白鳳短期大学FD・SD規程」を整備し、規定に基づいたSD活動を行っている。SD活動としての業務の見直しや事務処理の改善は、OJTに加え、SD研修会が年に2回行われており、2021年度は授業形態の変更と学生対応についての講習会を実施し、事務職員としての技術的なスキルだけでなく職位ごとに期待される能力の向上に役立っている。

業務の見直しや事務処理の点検・評価は、日々の業務の中で管理職が見直し・改善に向けた指示及び指導を行っている。部署の大半は管理職が職員の日々の業務活動と進捗状況管理を行い、点検・評価に活用している。また、各部署にて部内会議や打ち合わせ等適宜行い、業務進捗、課題の抽出や改善方法、その他各種情報の共有化を図っている。

専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。事務職員は学習成果を向上させるために、各種委員会の事務を担当することにより、情報交換や連携を通じて課題の共有や解決に向けて取り組んでいる。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業に関する諸規程は整備されている。「白鳳短期大学就業規則」および、「職員服務の心得」「勤務に関する留意事項」が定められている。

これらの規程に関して、教職員に周知している。特に、新任教職員に対しては新任教職員研修会において、就業規則を抜粋した「職員服務の心得」教職員としての行動規範を記した「勤務に関する留意事項について」を配布した上で、事務局長より本学の人事管理方針について改めて説明し、理解と承認を求め、意識の徹底化を図っている。同様に非常勤講師に対しても新

任非常勤講師研修会を行い、非常勤講師用の「職員サービスの心得」「勤務に対する留意事項」を配布した上で、教務部長より人事管理方針に対する理解と承認を求めている。

教職員の就業に関しては、諸規程及び法令に基づいて適正に管理している。「白鳳短期大学就業規則」に基づき、採用、任免、サービスや福利厚生などを管理している。また、出勤簿、休暇簿等により、労働日数、労働時間、年次休暇、特別休暇等を確認している。就業規則および勤務に関する留意事項により、出勤時には出勤簿に押印することとなっており日々事務局で管理している。確認の結果押印漏れがあった場合は直ちに確認・訂正を依頼している。年次休暇については毎年度、前年度からの繰越日数、当年度の日数を記載した休暇簿が事務局から配布され、休暇を取得する場合はあらかじめ休暇簿を事務局に提出し、承認を得る手続きが取られている。年次休暇などの取得日数は出勤簿に記載するとともに、取得日数と残日数を事務局で記録し、適正に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等について、これに関する規程を平成 27 年度中に整備したが、運用実績が伴わずに形骸化することのないよう、今後は専任教員の留学や海外派遣などを推進していく必要がある。

専任教員が研究、研修等を行う時間の確保は、専門性や研究組織体制はもちろん、本学における学外実習指導のあり方や各専攻の勤務体制の違い等によっても格差がある。研究業績の質量と関連することも予想されることから、学内におけるさまざまな職務がより一層効率化された連携体制を整備することが課題である。効率よい教育体制の整備と専任教員の研究意欲を高め、活発な研究活動と成果を上げることができるよう、研究遂行のための全学的な整備を進めなければならない。

また、科学研究費助成事業等の申請が低調であるため、今後、複数の教員が申請することをめざす。

専任職員の SD 活動について、年 1 回の SD 研修だけでなく、大学職員としてより専門的な知識を得られる機会を、専任職員に多く提供する体制をつくる必要があると認識している。

さらに、専任職員の研修活動を計画的かつ体系的に実施することで、年次や役職にふさわしいスキルアップを図り、OJT との両立を図っていきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。

- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

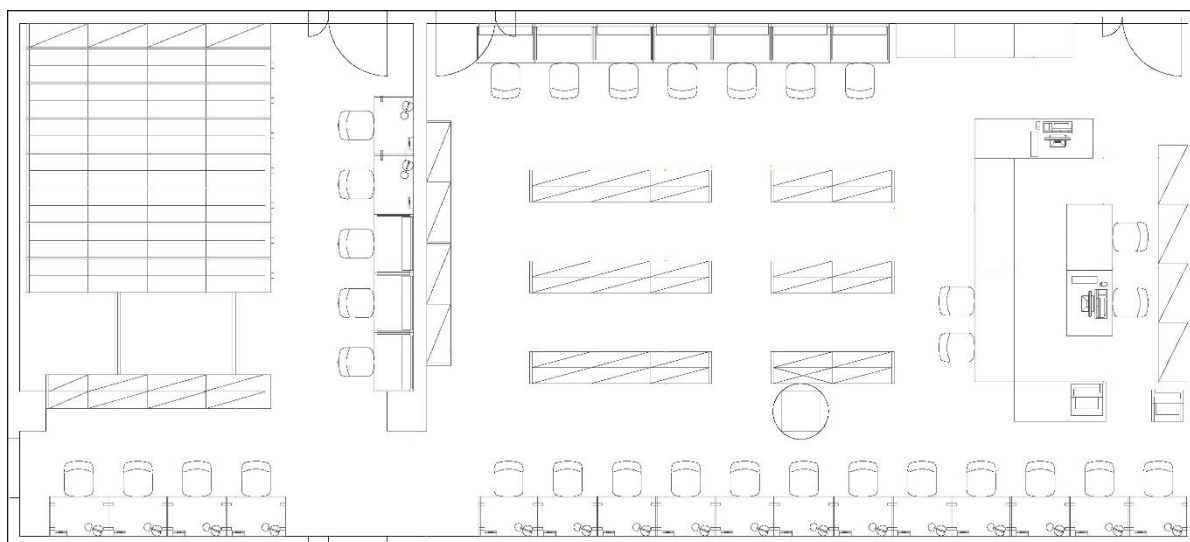
<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

短期大学設置基準に定める校地面積は 7,000 m²であり、本学は 14,296 m²専用校地を有しており、また、敷地内に 5,934 m²の専用運動場を備えている。校舎面積は 9,040 m²を専有しており、体育館施設 933 m²を備え、授業等に有効活用している。このことから、各専攻が教育課程に基づいての授業を行う上での必要な教室や実習施設等は用意されている。校地と校舎に係る障がい者への対応については、本館 2 階と 4 階及び体育館に障がい者用トイレを設置し、エレベーターは障がい者対応の設備となっている。まだ学内には細かな段差等が残っているため、今後も障がい者への配慮に注力し、順次対応していく予定である。

図書館については、本館棟 1 階フロアに 830 m²を設置しており、館内に閲覧席、書架の他、貸出用パソコン 8 台を設けている（平面図参照）。購入図書の選定については、「白鳳短期大学図書館に関する規程（運営細則）」によって対応している。購入する資料の選択は、全教職員を対象に購入希望を調査する等、本学の教育及び研究活動に対する有用性について十分留意するとともに、学生の主体的な学習活動や学習に対する興味、関心（学生リクエスト）等を勘案して、図書館委員会において選定し、館長の承認のもとで行っている。図書の購入冊数は、年間約 185 冊である。また、図書の廃棄については、「白鳳短期大学図書館に関する規程（運営細則）」に基づいて、実施している。蔵書数は、15,380 冊（うち外国書 764 冊）となっている。なお、学術雑誌は 65 誌である。蔵書検索は図書館内検索用 PC や Web 上での蔵書検索サービスを提供しており、それに伴う図書館システムを適宜更新している。年 1 回の蔵書点検によって所在が確認できない状態が 3 年続いた場合、汚損や破損が激しく使用できない場合、複数所蔵する同一の実用本で経年により複数冊を所蔵する必要性がないと認めるに至った場合などは、「白鳳短期大学図書館に関する規程（運営細則）」に基づき除籍の手続きをとったうえで廃棄している。年間を通じて購読している雑誌は製本して長く保存するもの、利用の都合上、製本はしないが廃棄せずに長く保存するもの、保存期間（5 年・3 年・2 年・1 年）を決めて廃棄するもの

など、さまざまである。現時点では、収蔵スペースの限界を理由とする除籍は行っていない。

【図書館平面図】



講義室、演習室、実験・実習室については、看護学専攻関係では、看護棟 1 階に基礎看護実習室、成人看護実習室、看護棟 2 階に基礎看護実習室Ⅱ、看護棟 3 階に小児看護・母性看護実習室及び老年看護・在宅看護実習室を設けている。次にリハビリテーション学専攻関係では、本館 2 階に理学療法第 1 実習室、東棟に理学療法第 2 実習室、別館 2 階に作業療法実習室を設けている。また専攻科助産学専攻では、本館 3 階に助産学実習室を設けている。こども教育専攻関係では、本館 2 階と 4 階にピアノレッスン室、4 階に音楽室を設けている。音楽室には個別・集団レッスンが同時にできる Music Laboratory System を導入している。グランドピアノが 3 台、アップライトピアノが 20 台、電子ピアノが 38 台設置されている。なお、幼稚園・保育園の現場ではピアノ演奏技術力が強く求められていることから、学生が授業以外の時間帯でもピアノレッスンができるよう、早朝や放課後の活用も可としている。これら講義室等には教育課程・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を適切に整備している。

このほか、全専攻共用施設としての PC 教室に視聴覚室機能を高度化させるため、プロジェクター、大スクリーン、個別モニターを 2 名に 1 台の割合で設置している。音響スピーカーを備え付け、BD、DVD、パソコンやタブレットによるプレゼンテーションソフトの利用など広範なメディアの利用を可能としている。

なお、本学は通信による教育は行っていない。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産および物品管理については「学校法人西大和学園固定資産及び物品管理規程」で定め、財務諸規程を含め整備している。また、諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

火災・地震対策については「白鳳短期大学防災管理規定」を定め、その中で、防火管理体制、予防管理組織、震災予防処置等を定め、通常であれば年1回の避難訓練を実施しているが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、昨年度と同様に中止とした。教職員用に防災マニュアルを作成し、災害発生時、発生後の各場面における詳細な行動マニュアルを定めている。また、防犯対策については、日中は警備員が常駐して、守衛業務及び校内巡回業務に当たっている。また、夜間と休日は警備会社の機械警備を用いて防犯の備えとしている。

消防設備及び非常放送設備、各種機器については、業者に業務委託を行い、各種法令及び作業計画に基づき定期的に点検を行っている。

本学は「白鳳短期大学情報セキュリティ対策規程」を策定し、これに則ってコンピュータシステムのセキュリティ対策を講じている。また、コンピュータシステムにより管理する情報資産に対するセキュリティ対策も同時に行っている。ネットワーク及び情報セキュリティの管理体制を整備するため、それらを所管する管理者を置き、本学の情報セキュリティポリシーの適正な管理と円滑な運営を図っている。この管理体制の下で、物理的情報セキュリティ対策としては、情報システムを設置する施設への不正な立ち入りを防止するようにしている。また、人的情報セキュリティ対策としては、すべての本学ユーザに本学情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底することで情報セキュリティ意識の啓発に努めている。さらに、学内の個人情報を含む情報資産の参照についてはドメインアカウントとパスワードでアクセス権を制御していること、学外からの不正アクセスはファイアウォールで遮断していること、学内からインターネットに出る時に経由しているファイアウォールにウイルス検知機能やURLフィルタリング機能を搭載していることなどが挙げられる。また、教職員用・学生用にそれぞれ別のネットワークを堅牢に構築し、機密性の高い情報資産の不正アクセスを防止している。

省エネルギー対策については、空調設備の集中制御方式やタイマー式照明制御システムの採用、LED 照明の導入によりエネルギーの効率的な利用を行っている。また、環境負荷低減を図るため、豊かな森やキャンパス内の樹木を維持し、透水性インターロッキングを積極的に採用することで、様々な面から地球環境保全に配慮している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

障がい者に対する施設設備については、校舎内に細かな段差が残っており、引き続き計画的に整備する必要がある。

施設設備、物品については、耐用年数を過ぎた古い機器備品も残っており、各専攻ごとに見直しを行い、計画的な入替・改修が必要である。また、空調機器の更新時期でもあり、順次高効率空調機への更新を行うことで、各講義室の快適性をより良くしていく予定である。

コンピュータ関係は、現在セキュリティが保たれているが、今後は、情報システムに関連す

る各種要領の作成を準備し、教職員の教育・訓練を体系化することで、情報システムの安全化を図る予定である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

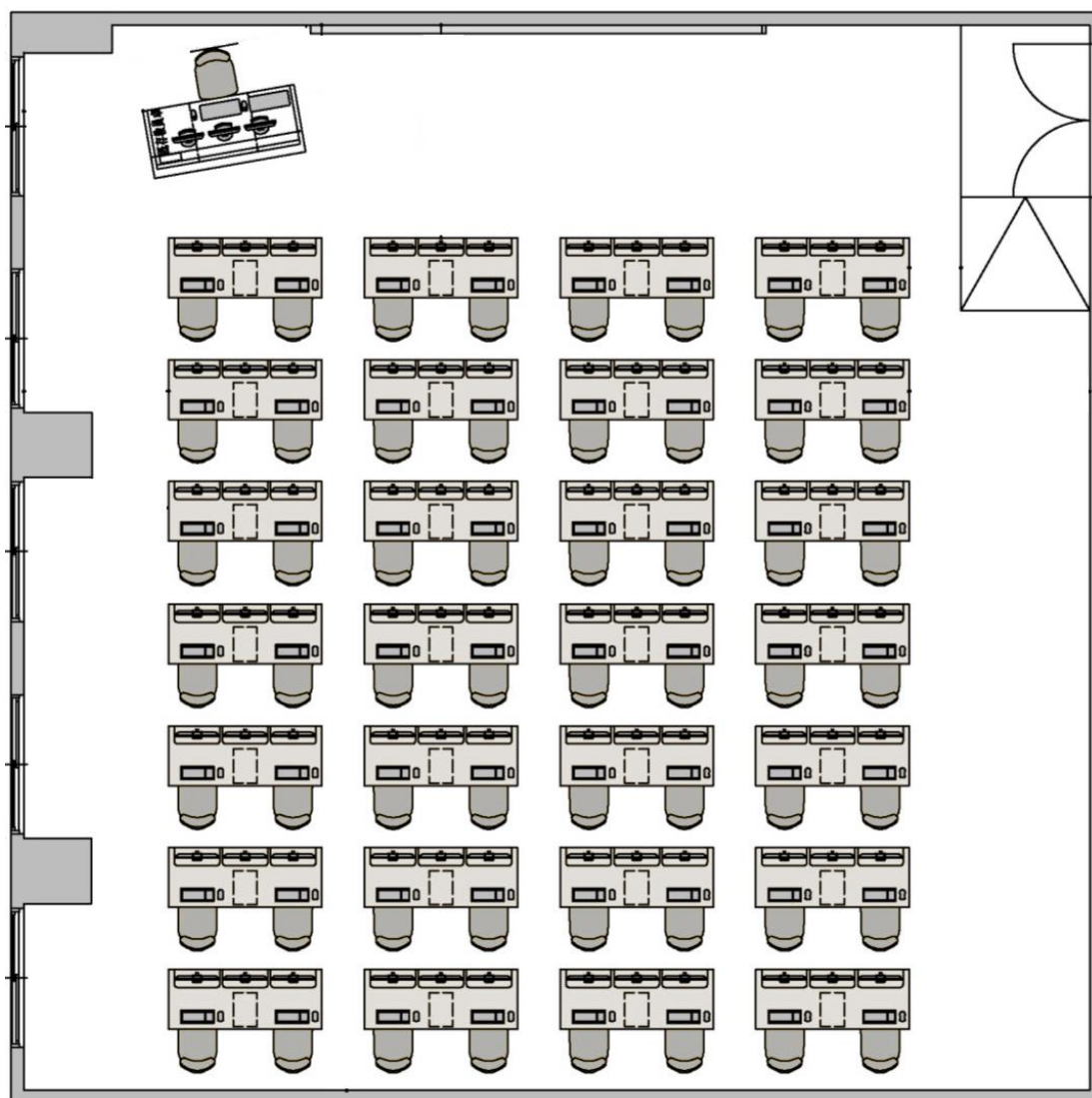
- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

本学では各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を以下のように図っている。

情報処理教育を行うための施設として、コンピュータ実習室（PC 教室）を整備している。ここに 56 台のコンピュータを設置して、各専攻にそれぞれ必要な情報処理技術の習得と熟達を図っている。なお、ここに設置したコンピュータ 56 台はすべて教員による一元管理ができるようになっており、円滑な授業運営と効率のよい演習指導に役立っている。

【PC 教室平面図】



本学では教育課程編成・実施の基本方針の一環として、基礎教育科目のうち国際人間学専攻においては「情報処理論」、こども教育専攻においては「コンピュータ演習」、看護学専攻においては「情報科学」、リハビリテーション学専攻においては「情報処理」という科目を設け、情報教育担当教員がその具体的な授業運営を担当している。これらの授業では、本学の情報環境やその活用方法について情報倫理とともに指導し、Microsoft Office の利用やインターネットの活用、SNS の利用や個人情報の保護、著作権侵害など情報技術の向上に関するトレーニングも含めた授業を実施している。

専攻の特性や専門性に即応する実習室を整備している。たとえば、こども教育専攻には防音処理を施したピアノ教室、ピアノ練習室等を備え、ピアノ練習室内には個人練習に使用する個別練習ブースを 15 室、個人レッスン室を 4 室備えている。それぞれのピアノ教室、個別練習ブース、個人レッスン室にはグランドピアノ・アップライトピアノ・電子ピアノを配置しており、授業時間はもとより、空き時間も学生が自由に利用できるように開放している。看護学専攻やリハビリテーション学専攻にはそれぞれの専門領域ごとの実習室を整備して器具・機材を配置し、必要な技術の習得を図るとともに、その分配についても常に見直し、各専攻の学生ならびに教員が活用できるようにしている。

学内全域に無線 LAN を整備し、各講義室にはプロジェクターとスクリーンあるいは液晶モニターやデジタルホワイトボード等の AV 機器を設置している。学内 LAN については、講義室の他に各専攻の教員室（共同研究室）や事務室等にも整備されている。

教職員のコンピュータについては、備品として購入し一人につき 1 台を貸与している。グループウェア MILIM を使用し教職員間の情報共有を効率化させている。

さらに、コンピュータのハードウェアについては耐用年数や経年劣化を考慮して適宜更新し、ソフトウェアについても社会での利用状況を見ながら適宜バージョンアップを行うなど向上・充実を図っている。また、たえず発展するそれら情報技術に対応するため、機器のレクチャー会や遠隔授業等で活用されるソフトウェアの講習会等を定期的に開催しており、科目に即した情報技術を駆使し、効果的な授業を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

G suite を利用した Gmail、教務システム（CampusPlan）での Web サービス、教職員が利用する AD サーバや学生が利用する AD サーバなど、ユーザ認証の複雑化により、教職員や学生は複数のユーザ ID やパスワードを使い分ける必要があるため、クラウド型サーバを利用したユーザ認証を含めたより効果的な見直しを検討する必要がある。

遠隔授業や授業でのネットワーク活用によりトラフィックが急増しており、学内ネットワークの安定した接続環境のため、大容量・高速化を検討することが課題として取り上げられる。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

活動区分資金収支計算書における法人全体の資金収支は、今年度支出超過となっている。これは、系列校である大和大学の新学部設置による施設の拡張、校地の購入が要因であり、教育活動資金収支差額は、過去3年間にわたり、収入超過となっている。事業活動収支の基本金組入前当年度収支差額は、過去3年にわたり、収入超過となっている。

本学における資金収支及び事業活動収支の基本金組入前当年度収支差額は、過去3年間にわたり、収入超過となっている。これは、定員の充足だけではなく、教職員による経費削減への高い意識によるものと考えられる。本学の事業活動収入は、法人全体の事業活動収入の約18%を占めており、学校法人の経営を支えてきている。

貸借対照表における純資産構成比率は、全国平均を下回っているが、要因は明確に把握しており、財政的には安定している。

上記のとおり、過去3年間にわたり、法人全体及び本学において教育活動資金収支差額、事業活動収支差額は、収入超過であり、本学の存続を可能とする財政を維持できるといえる。

退職給与引当金は、期末要支給額の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

資産運用は、「学校法人西大和学園資産運用規程」に基づき、適切な運用をしている。定期預金及び元本リスクのない債券に加え、一部仕組み債でも運用を行っている。

教育研究経費は、指標となる20%にわずかに届かなかった。次年度以降、引き続き教育研究活動の維持・発展のため、教育研究の予算配分について十分な水準を確保するために配慮していく。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資産配分は、教育研究の質を維持するため計画的に設備施設の更新を行っている。

会計監査は、私立学校振興助成法に基づき実施されている。公認会計士の監査意見については、指摘等があればその都度、設置校への指示など速やかに対応している。重要な指摘事項は受けておらず、適切な会計処理が行われている。

寄付金について募集は実施していない。また、学校債の発行は行っていない。

本学の入学定員充足率は、令和元年度106%、令和2年度94%、令和3年度107%で推移している。未充足を解消するため、オープンキャンパスの日程や内容、入試時期や入試方法の見

直しなど入試広報部が中心となり検討し、広報活動の強化をすすめている。

収容定員充足率は、令和元年度 107%、令和 2 年度 103%、令和 3 年度 102%で推移しており、定員を充足している。収入の大半を授業料などの納付金に依存している本学において財政的な安定を保つためにも定員の充足を維持することは非常に重要であると認識している。

予算編成は、各校の学生数の増減や事業計画を勘案したうえで法人本部が取り纏め調整し、評議員会・理事会の審議を経て決定している。評議員会・理事会の審議を経て決定された予算は、速やかに関係部門に周知・指示している。

日常的な出納業務は、「学校法人西大和学園経理規程」に基づき法人本部において適切に処理され、毎月、資金収支計算書を作成し、理事長に報告している。

資産及び資金についても「学校法人西大和学園経理規程」及び「学校法人西大和学園資金運用規程」に基づき法人本部において、適切に管理と運用を行っている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

本学は、総合人間学科のみの単科短大であるが、こども教育専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻と各種資格・免許を取得できる専攻を設置しており、卒業生の 9 割以上が保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、看護師国家試験受験資格、理学療法士国家試験受験資格、作業療法士国家試験受験資格を取得し、保育園、幼稚園、医療関係にほぼ 100% の学生が就職している。各分野で多くの卒業生が活躍しており、現場からも高い評価を得

ている。この特色を強みとして捉え、今後どのような将来像を描くのか、議論を積み上げている。一方で少子化の進展、受験生の四年制大学志向、意識の多様化等、学生募集において短期大学をとりまく環境は非常に厳しい状況にある。学生募集は、各専攻とも定員確保を目標に入試広報部が中心となり取り組んでいる。従来からの受験生への資料送付、高校訪問、オープンキャンパスなどの広報活動に加え、ホームページの充実はもとより、近年では SNS を活用した広報媒体を通じた広報を積極的に行っている。学納金については、学生募集の状況を勘案し、教育環境を取り巻く経済状況・同分野の他大学の動向をもとに決定している。

人事計画については、資格・免許取得を特色としていることから、「短期大学設置基準」のほか、「教育職員免許法」、「保育士養成施設指定基準」、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「言語聴覚士学校養成所指定規則」に則り、適正に配置し維持している。

施設設備については、既存施設・設備の更新・修繕を計画的に取り組んでいく。また、隣接土地の借地の活用を検討している。

本学では、研究環境の整備と研究水準の高度化を図る観点から、科学研究費補助金への積極的な応募・申請を喚起し、外部資金の獲得に努めている。

学内に対する経営情報の公開は、本学ホームページに資金収支計算書、事業活動収支報告書、貸借対照表、財産目録等を掲載している。また、幹部会、教職員研修会等で財務状況について説明し、情報を共有している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

外部資金の獲得は、安定した財務基盤を確立していくために今後も重要な位置を占める。補助金の獲得は、学納金収入に次ぐ重要な収入源であるが、短期間で増加を見込むことは難しい。補助金政策の動向を見極めたうえで、各種補助金の申請要件を構築すべく学内への情報共有など補助金増加について検討していく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、本学開学前年度の平成 9 年に本学職員として入職し、開学準備に携わった。平成 15 年 4 月に学校法人西大和学園法人本部事務局長に就任し、平成 17 年 4 月には、系列校である西大和学園中学校・高等学校事務長を兼任、さらに平成 18 年 4 月に学校法人西大和学園法人本部長の職を経て、平成 20 年 4 月に学校法人西大和学園の 2 代目理事長に就任した。平成 26 年に開学した大和大学の設置にも理事長として尽力した。以上の経歴が示すように、理事長は本学を含めた法人内系列各校の教職員とともに実務に携わった経験を有し、長く学園運営にその力を注いでいる。したがって、本学はもとより、系列各校の建学の精神及び教育理念・目的を十分理解し、学園の発展に寄与している。

理事長は、寄附行為第 14 条に基づいて学校法人を代表し、その業務を総理している。また、理事長は寄附行為第 7 条及び同 32 条に基づき、毎会計年度終了後 2 カ月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、寄附行為第 12 条の定めに基づいて理事会を招集し、議長を務めて、理事会が学校法人の意思決定機関として十分な機能を果たせるよう適切に運営している。

理事会では、年度ごとの事業計画や事業報告を諮っており、第三者評価に対する役割を果たし、責任を負っている。また、会議での議論や報告等を通じて理事の職務の執行状況及び運営状況を監督している。

理事会は、短期大学の発展のために学内外の必要な情報を収集し、改革改善のための提言及び計画の審議を行っている。また理事会に短期大学運営に関する法的な責任があることも認識している。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規定を整備しており、法令の制定や改正に従って、また、学校法人運営体制及び短期大学運営体制の変更に伴う見直しを適宜行っている。

理事は、学校法人の建学の精神をよく理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有する者から、私立学校法第 38 条（役員の選任）および寄附行為第 6 条に基づき、合計 8 名を選任している。

役員の退任について寄附行為第 11 条第 2 項 4 号に「私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と規定しており、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定が準用されている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした学校法人の管理運営体制は、関係法令及びこれを踏まえた寄附行為の定めに従って確立され、適正に運営されている。引き続き管理運営体制を強化するとともに、厳しい社会情勢の中、本法人の経営の安定を維持し、業務の効率化、将来構想実現を検討していく。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

る。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、学校法人西大和学園が設置した最初の学校である西大和学園高等学校開設時に教諭として奉職し、平成5年に教頭、さらに平成9年に西大和学園高等学校長兼中学校長に就任した。平成13年には白鳳女子短期大学に転籍し、事務局長に就任、さらに平成15年には副学長に就任し、平成17年からは副学長の職に加え、事務局長の職も兼務し、短期大学運営に尽力してきた。平成23年には西大和学園中学校・高等学校学園長に就任し、中学校長及び高等学校長を支える役割を担った後、平成25年に白鳳女子短期大学副学長に復し、平成26年(2014)から第5代学長に就任した。翌年の平成27年(2015)に、白鳳短期大学に名称変更となった。その後も、学長の名を受け職務を継続している。

学長は、これまでの経歴の中で高等学校長・中学校長という教育運営の最高責任者を経験した上、本学の副学長として10年近く、学長を補佐して教育運営に責任を負ってきた。この経歴の中から、教育運営の最高責任者としての十分な認識を持ち、その権限において教授会の意見を参酌して最終的な判断を自己の責任の下に行っている。

また、これまでの経歴が示す通り、学長は長い教員歴を持つばかりでなく、本学及び西大和学園中学校・高等学校で要職を歴任し、人格・学識ともに優れ、大学運営に関し識見を有している。また、本学の建学の精神に対する理解も深く、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実のために常に努力をしている。学長は、学長選考規程に基づいて選任され、教学運営の職務遂行に努めている。学長は、学内外から情報を収集して、教育の改善・充実について、教職員への提言、あるいは教職員との意見交換を積極的に行っている。本年度は、感染症の影響を受けて実施に至っていない部分はあるが、昨年度までは、時には学生や卒業生の意見にも積極的に耳を傾け、学生の満足度が高い大学を目指して、努力している。また、教員の公開授業にも自ら参加して意見を述べ、授業ア

ンケートに対する教員の改善計画にはすべて目を通すなど教員の FD 活動への関与にも積極的である。

学長は、学則第 42 条及び教授会規程に基づいて、本学の管理運営機関として教授会を開催している。教授会は、教授会規程および教授会規程施行規則に基づき、原則として毎月 1 回を定例として開催され、学生の学籍に関すること、入学試験の選考結果、および教育課程に関すること、学生の賞罰に関すること、教員の教育研究に関することなどを審議し、審議機関として大きな役割を果たすことが、学則第 42 条の 2 及び教授会規程に明記され、周知されている。審議の経過は教授会規程に基づき、議事録が整備されている。

毎年、年度末には専攻ごとに学習成果の点検と見直しが実施されており、それにとともなう、三つの方針の点検・見直しが行われているが、その結果は大学協議会での協議を経て、教授会で審議され、認識されている。

学長または、教授会の下に教務委員会、学生指導委員会、入試委員会などの委員会を設置しており、それぞれの設置規程に基づき、適切に運営されている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

学長は、各専攻がそれぞれの教育目的に向かって確固たる教学運営体制を築いていくために専攻科長、専攻長、主任、部長の体制強化に努め更なるリーダーシップを発揮していく。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

短期大学への進学希望者、受験者の減少は、急速な少子化や大学・専門学校希望者増加の影響で、今後も益々受験人口の減少は進んでいくものと考えられ、本校においても今後の課題である。男女共学や編入制度、こども教育学専攻・看護学専攻・リハビリテーション学専攻・各部署のダブルライセンス取得、学位取得においてリーダーシップをもってその任務にあたった。

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事は、寄附行為第 7 条に基づき、本法人の役員、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族でない者とし、監事の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するとし、評議員会の同意を得て、理事長が選

任している。

現在、本学では2人の外部監事を置き、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行っている。決算書類を閲覧し、経理責任者から説明を受けるとともに、理事長、学長等から学校法人の業務及び財産の状況について報告を受け、学校法人の業務、財産の状況について適切に監査を行っている。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、理事の業務執行の状況や業務全般の適正性を確認し、外部の第三者としての視点、見地から必要に応じて意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

評議員会は、寄附行為第18条において17人と定められており、理事の定数8人の2倍を超える人数で構成されている。

評議員会は、私立学校法第42条に基づき、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項として寄附行為第20条において次の項目を挙げている。

1. 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
2. 事業計画
3. 事業に関する中期的な計画
4. 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
5. 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
6. 寄附行為の変更
7. 合併
8. 目的たる事業の成功の不能による解散
9. 寄附金品の募集に関する事項
10. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

評議員会は、寄附行為第18条に基づき、理事長の招集により評議員総数の過半数の出席をもって開催され、令和2年度は、7回開催されており諮問機関として適切に運営されている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校教育法施行規則に基づく教育情報は、本学ホームページで以下のとおり区分し公表している。

1. 教育研究上の目的及び基本組織に関すること
2. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
3. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
4. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
5. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
6. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
7. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
8. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
9. 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関すること
10. 本学の高等教育の修学支援制度に関する情報
11. その他の情報

私立学校法に基づく財務情報は、ホームページで収支計算書、貸借対照表、監査報告書、事業報告書、財産目録を公表している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行っており、引き続き監査体制の堅持に努める。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし